

# 市西印 高齢者福祉のしおり



令和6年度  
福祉部高齢者福祉課

(令和6年4月1日版)

# 目 次

I	在宅福祉	
1	緊急通報装置設置等サービス事業	1
2	紙おむつ給付サービス事業	4
3	配食サービス	7
4	福祉タクシー	8
5	外出支援サービス	11
6	福祉カー貸与事業	12
7	救急医療情報キット配布事業	12
8	ふれあいバス無料乗車カード	13
9	補聴器購入費用助成事業	14
10	地域包括支援センター	15
II	生きがい支援	
1	介護支援ボランティア制度	18
2	敬老祝事業	19
3	高齢者クラブ	19
4	シルバー人材センター	19
5	いんざい健康ちょきん運動	21
6	老人福祉センター・老人憩いの家	23
III	介護保険以外の福祉施設	
1	養護老人ホーム	24
2	生活支援ハウス（ヴォーネン本埜）	24
3	軽費老人ホーム（ケアハウス）	25
IV	税の控除	
1	障害者控除対象者認定書の交付	26
2	おむつの医療費控除の証明に係る確認書の交付	26
V	介護保険のサービス	
1	介護保険のサービスを受けるまで	27
2	介護保険サービスの利用者負担	28
3	介護保険で利用できるサービス	30
4	介護保険料について	32
VI	その他の情報	
1	国保年金課のお知らせ（後期高齢者医療制度、国民年金など）	33
2	市民活動推進課のお知らせ（電話 de 詐欺など）	37
3	消費生活センターのお知らせ	45
4	社会福祉課のお知らせ	46
5	社会福祉協議会（主な仕事など）	49
6	成年後見制度に関する事業	51
7	いんざい保健センターだより（健診・予防接種等・医療機関）	52

## 高齢者在宅福祉サービス一覧 (介護保険対象外のサービス)

サービス名	ページ掲載	対 象 条 件		
		65歳以上	介 護 度	そ の 他
緊急通報装置設置等サービス	1	●		高齢者のみの世帯
紙おむつ給付サービス	4		要介護2・3・4・5	印西市介護保険の被保険者
配食サービス	7	●		高齢者(調理困難)のみの世帯等
福祉タクシー	8		要介護1・2・3・4・5	印西市介護保険の被保険者
外出支援サービス	11	●	要支援・要介護認定者	介助なしでは公共交通機関の利用が困難な方
福祉カー貸付	12	●		
救急医療情報キット	12	●		高齢者世帯
ふれあいバス無料乗車カード	13	70歳以上		印西市に住民登録のある方
補聴器購入費用助成	14	●		医師により補聴器の必要性が証明されている方

※サービスにより、その他の条件がある場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 高齢者の福祉サービスや 介護保険のお問い合わせは下記へ…

問合せ先		電話(直通)	Fax
<b>高齢者福祉課</b>	<b>生きがい支援係</b>	<b>33-4592</b>	<b>40-3881</b>
	<b>包括支援係</b>	<b>33-4593</b>	
	<b>介護保険係</b>	<b>33-4623</b>	
	<b>介護認定給付係</b>	<b>33-4624</b>	
<b>地域包括 支援センター</b> ※担当地域等の 詳細は15ページ をご覧ください。	<b>印西北部</b>	<b>85-4085</b>	<b>85-4086</b>
	<b>印西南部</b>	<b>37-3120</b>	<b>37-3121</b>
	<b>船穂</b>	<b>29-4001</b>	<b>29-4002</b>
	<b>印旛</b>	<b>33-7062</b>	<b>33-7063</b>
	<b>本埜</b>	<b>85-4845</b>	<b>85-4846</b>

# I 在宅福祉

## 1 緊急通報装置設置等サービス事業

市内に居住する高齢者（65歳以上の方）のひとり暮らしの方又は高齢者世帯の方で、緊急事態に備えた通報装置の設置を希望する方に、緊急通報装置を貸与します。

**※高齢者世帯：高齢者のみの世帯及び高齢者を含む世帯で、高齢者を除く世帯全員が就労等のため1日8時間以上長時間不在となる日が月に20日以上ある世帯。**

### 【サービス内容】

緊急通報装置を自宅に設置等し、受信センター（ALSOKあんしんケアサポート）が24時間体制で相談や緊急事態発生等の通報を受信し対応するシステムです。また、月に1回、受信センターから安否確認の電話をします。

緊急通報装置は固定型と携帯型の2種類からお選びいただけます。（P3参照）

### 【費用負担】

利用者世帯の区分	利用料（1か月当たり）
市町村民税非課税世帯 生活保護世帯	0円
市町村民税課税世帯	930円

◎利用者世帯の区分については、前年分の課税状況により毎年7月に見直しを行い、決定します。

**※利用料は銀行口座引き落としにより直接業者に支払っていただきます。**

### 【申請に必要なもの】

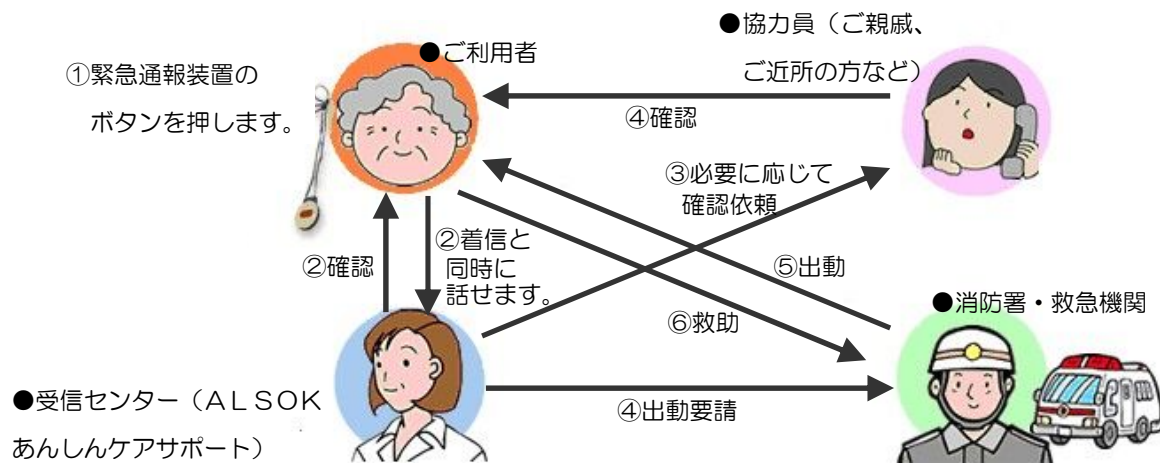
- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）
- ・誓約書
- ・協力員承諾書（最低2名の方が必要となります。）
- ・市町村民税の課税状況がわかる書類（例：市町村民税納税通知書など）  
（申請年の1月1日に印西市に住所を有しない方のみ）

**※協力員とは・・・緊急事態が発生した場合、ALSOKあんしんケアサポートから利用している方の状況確認依頼が入りますので、その際確認の協力をしていただける方です。詳しくは次ページをご覧ください。**

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (支所1階)	97-1111 (代)

## サービスのしくみ



- ・緊急通報装置を自宅に設置します。ペンダント型の通報装置又は緊急通報専用携帯電話端末は首から掛けるなどして常に身に付けてください。
- ・24時間、看護師と女性相談員が受信センターに待機し、相談・通報に対応します。
- ・現状確認が必要な場合は、協力員の方に確認をお願いします。緊急時には、受信センターが消防署や医療機関に速やかに連絡します。
- ・月に1回、受信センターから安否確認の電話があります。旅行などで長期間留守にする場合には、事前に受信センターへ連絡してください。

<協力員の方へは次のことをお願いしています。>

☆受信センターから連絡があった場合に、現状確認をお願いします。

※鍵が施錠されていた場合は、その旨を受信センター又は現場に駆け付けたレスキュー隊に報告してください。窓や扉を破壊して進入する必要はありません。

☆なるべく普段から利用者の方に声をかけたり、お話ししたりして、見守りの意識をお持ちください。

☆緊急事態発生時は受信センターへ連絡してください。

☆普段から利用者の方と親交が深くカギなどを預かっている場合は、室内への安否確認を依頼する場合があります。

☆常に待機していただく必要はありません。

# 機器には「固定型」と「携帯型」の2種類ございます

## 固定型

※固定の電話回線が必要になります（一部使用できない回線があります）

### 本体写真

通報停止ボタン

スピーカー

相談ボタン

緊急ボタン

マイク



## 固定型の特徴



肩や肘でも押しやすい  
大きなボタン



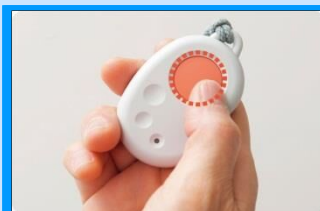
停電時最大  
5時間稼働

### ペンダント型送信機写真

緊急ボタン

※1ペンダントを使って通報は  
できますが会話はできません

- ・本体（受信機内臓）
- ・ペンダント型送信機  
2点セット



ペンダントで家のどこ  
からでも通報できる※1



自動でセンターへ  
電池切れ通報を通知

## 携帯型

### 携帯型の特徴



自宅の何処からでも  
通報・通話が可能



電話回線の工事が不要  
設置場所をとりません



ひとつのボタンのみの  
簡単操作



携帯電話の電波のため  
電話回線が不要

### 充電器写真



### 充電した時の写真



### 本体写真(原寸サイズ※1)



緊急・相談ボタン

※ペンダントひとつで  
通報と会話が出来ます  
※ご自宅敷地内のみ  
のサービスになります

(※1 本体サイズは幅46.7×高さ76.6×厚さ16.7mm)

## 2 紙おむつ給付サービス事業

印西市介護保険の被保険者で、要介護認定で**要介護2・3・4・5**のいずれかに認定され、かつ、常におむつを使用する必要がある方（念のため時々使用する方は対象外）に紙おむつを給付します。  
※入院中の方及び特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院に入所中、ショートステイに30日を超えて入所する方は利用できません。

### 【サービス内容】

- ・月1回（※配達は委託業者が行います。配達先は印西市内に限ります。）  
※紙おむつは、申請のあった日の属する月の翌月分から給付します。

### 【給付内容】

次頁の商品一覧表の中から商品をお選びいただきます。

給付を希望する種類の数に応じて、次のAパターンまたはBパターンの上限数以内で希望の商品をパック単位で給付します。

Aパターン	1種類の商品を注文する場合、商品一覧表のA欄に記載されている上限パック数までの注文になります。
Bパターン	2種類の商品を組み合わせて注文する場合、商品一覧表のB欄に記載されている上限パック数までの組み合わせになります。※3種類以上の組み合わせはできません。

### 【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587	97-1111 (代)

## 印西市紙おむつ給付サービス商品一覧表

ご希望の商品を表からお選びいただき、次のAパターン又はBパターンに定める上限パック数以内の商品でご注文ください。

- ・ Aパターン：1種類の商品を注文する場合、A欄に記載されている上限パック数の注文になります。  
 例①：PUサルバ安心WフィットMサイズを1パック（30枚）  
 例②：サルバやわ楽パンツしっかり長時間M～Lサイズを2パック（36枚）
- ・ Bパターン：2種類の商品を組み合わせて注文する場合、B欄に記載されている上限数の組み合わせになります。  
 例①：アテントテープ止めMサイズを1パック（20枚）と、  
 アクティワイドパッド500プラスを2パック（60枚）の組み合わせ  
 例②：アクティワイドパッド500プラスを2パック（60枚）と、  
 ライフリーー晩中あんしん尿とりパッドを2パック（48枚）の組み合わせ

区分	メーカー	品名	商品説明	サイズ	適応サイズ (目安)	吸収 目安	入数 (1袋)	上限パック数		
								A (単品)	B (組合)	
テープ止め式	白十字(株)	PUサルバ 安心Wフィット	●Wフィット構造(2層の吸収体)がすき間を埋めて、モレをしっかりブロック。	S～M	ヒップ	3.0回	60～85cm	32枚	1	不可
				M			70～95cm	30枚	1	
				M～L			80～110cm	28枚	1	
				L			90～125cm	26枚	1	
	ユニ・チャーム(株)	ライフリー 横モレあんしん テープ止め	●超立体3重ギャザーが股ぐりにピッタリフィット。ブロック状のズレない吸収体。	S	ヒップ	4.0回	56～90cm	22枚	2	1
				M			67～106cm	20枚	2	1
				L			81～128cm	17枚	2	1
				LL			81～141cm	15枚	2	1
	大王製紙(株)	アテント テープ止めタイプ	●背中からのモレを防ぐ「背中モレ防止立体ギャザー」。(Sを除く)テープの上にもテープが貼れる。	S	ヒップ	4.0回	57～75cm	22枚	2	1
M				65～100cm			20枚	2	1	
L				80～125cm			17枚	2	1	
LL				84～142cm			15枚	2	1	
パンツ式	(株)クレシア	アクティ におわないのは 良いパンツスーパー	●抗菌効果のある超強カシートがニオイをやわらげます。	M	ウエスト	4.0回	60～90cm	20枚	2	1
				L			80～130cm	18枚	2	1
	(株)光洋	オンリーワンケア 前後フリーパンツ	●丈長で脚まわりフィット！スキマを作らずモレを防ぎます。	S	ウエスト	5.0回	50～70cm	20枚	2	1
				M			60～90cm	18枚	2	1
				L～LL			80～140cm	16枚	2	1
	大王製紙(株)	アテント 長時間 さらさらパンツ	●さらさら感覚吸収体採用により、排尿後もさらさら感覚でお肌安心。	M～L	ウエスト	5.0回	60～95cm	20枚	2	1
				L～LL			80～125cm	18枚	2	1
	白十字(株)	サルバ やわ楽パンツ しっかり長時間	●ムレやすいウエスト部分の通気性ぐーんとアップ！	M～L	ウエスト	5.0回	60～95cm	18枚	2	1
				L～LL			80～125cm	16枚	2	1
	ユニ・チャーム(株)	サルバ やわ楽パンツ 安心うす型	●フィットアップギャザーの働きで、はき心地もシルエットもすっきり！	M～L	ウエスト	3.0回	60～95cm	22枚	2	1
				L～LL			80～125cm	20枚	2	1
	ユニ・チャーム(株)	ライフリー うす型軽快パンツ	●スルツとはけてピタッとフィットし下着のようなはき心地。引き上げ時のおしりのひっかかりを低減。	S	ウエスト	2.0回	50～70cm	24枚	2	1
M				60～85cm			22枚	2	1	
L		75～100cm	20枚	2			1			
LL		90～125cm	18枚	2			1			
ユニ・チャーム(株)	ライフリー 尿とりパッド なしでも 長時間安心パンツ	●1,000cc吸収するスーパーロング吸収体	M	ウエスト	7.0回	60～85cm	14枚	2	1	
			L			75～100cm	12枚	2	1	
(株)リブドゥコーポレーション	リフレ はくパンツ ジュニア	●ベビーより大きく大人用より小さいサイズ。	SS	ウエスト	4.0回	45～60cm	20枚	2	1	
			3L			110～140cm	14枚	2	1	
花王(株)	リリーフ パンツタイプ まるで下着	●やわらか超うす素材で、まるで下着のはき心地。	M～L	ウエスト	2.0回	60～90cm	17枚	2	1	
			L～LL			85～115cm	15枚	2	1	



区分	メーカー	品名	商品説明	製品寸法	吸収目安	入数 (1袋)	上限パック数	
							A (単品)	B (組合)
尿とりパッド	(株)クレシア	アクティ ワイドパッド 500プラス	●ワイド吸収体がおしりを深く包み込み、モレをしっかりガード。	30×52cm	3.5回	30枚	4	2
	大王製紙(株)	アテント Sケア夜一枚 安心パッド 多いタイプ	●スピード吸収スリットが尿を素早く吸収。お肌への刺激を低減。	30×63cm	6.0回	30枚	2	1
		アテント 紙パンツ用さらさら パッド通気性プラス	●高さのある安心立体ギャザーが脚まわりにフィットし、横モレを軽減。	15.5×63cm	6.0回	18枚	3	1
	白十字(株)	サルバ レパッド スーパー	●併用使用でも単体使用でも安心の吸収力。	21×49cm	2.0回	30枚	4	2
		サルバ あて楽パッド スーパーワイド 長時間	●ワイドサイズで長時間モレ安心。たっぷり吸収して背モレも防ぐ。	28×55cm	4.0回	30枚	3	1
		サルバ 紙パンツ用 やわ楽パッド	●片手で開きやすいから装着・交換かんたん。	15×46cm	2.0回	46枚	2	1
	ユニ・ チャーム (株)	お肌あんしん 尿とりパッド 男女共用	●尿をしっかり中に閉じ込め逆戻りを低減するのでお肌をさらさらドライに保ちます。	28×49cm	3.0回	30枚	4	2
		ライフリー 一晩中あんしん 尿とりパッド	●おしりをすっぽり包み込んでスキマを作らない幅広形状。	28×55cm	4.0回	24枚	4	2
		ライフリー ズレずに安心 紙パンツ専用 尿とりパッド	●ズレ止めテープをおさえるだけでカンタンに装着出来る紙パンツ専用の尿とりパッド。紙パンツに取り付けやすい二つ折り形状。	16×45.5cm	2.0回	36枚	4	2
		ライフリー ズレずに安心 紙パンツ専用 尿とりパッド 長時間用		16×45.5cm	3.0回	20枚	4	2
		ライフリー ズレずに安心 紙パンツ専用 尿とりパッド 夜用		18×51cm	4.0回	20枚	4	2
	(株)光洋- ディス パース	オンリーワンケア からだカーブパッド レギュラー	●からだになじむ形とやわらかさ。足の付け根にぴったりでズレず、パッドの丸みがお尻にフィットします。	26×50cm	4.0回	32枚	3	1
オンリーワンケア からだカーブパッド ロング		26×56cm		5.0回	32枚	2	1	

### 3 配食サービス

市内に居住するおおむね65歳以上で、身体的、環境的な理由から調理が困難なため在宅での生活に支障のある次の方に配食サービスを実施します。

- ・ 高齢者のみの世帯
- ・ 障がいのある人のみの世帯
- ・ 障がいのある人と高齢者の方のみで構成される世帯
- ・ 仕事等により介護者の帰宅が夕方6時以降となる日中独居で、自分で調理することが困難な世帯

#### 【サービス内容】

夕食を自宅にお届けするとともに安否確認を行います。

夕食のお届け時間帯は午後2時から午後6時30分ぐらいの間で、時間の指定はできません。

安否確認のため、原則手渡しとなります。

#### 【実施回数】

月曜日から日曜日の週7日以内で、1人1日につき夕食の1食となります。

#### 【費用負担】

利用者世帯の区分	利用料（1食当たり）
生活保護世帯	400円
その他の世帯	500円

※利用料は銀行振り込みなどにより直接業者に支払っていただきます。

#### 【申請に必要なもの】

- ・ 申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）

※利用の前に食生活の状況等について聞き取りを行います。

#### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (支所1階)	97-1111 (代)

## 4 福祉タクシー

市内に居住し住所を有する方で、要介護認定で**要介護1・2・3・4・5**のいずれかに認定された方（印西市介護保険の被保険者）に福祉タクシー利用券を交付し、乗車料金を一部助成します。

※障害者手帳をお持ちの方はご相談ください。

※特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院に入所中の方は、利用できません。

### 【サービス内容】

福祉タクシー利用券を交付し（1年度当たり30枚）、乗車料金の2分の1の額（10円未満切り上げ）を助成します。ただし、1回当たり1,000円が限度。

### 【福祉タクシー利用券の利用方法、注意事項】

☆タクシーを降りる際、運転手に利用券を渡し、助成金（乗車料金の半額、ただし上限1,000円）を差し引いた額をお支払いください。

☆家族等の介護者の同乗は差し支えありません。

☆乗車1回につき1枚のご利用となります。

☆紛失などによる、利用券の再発行はできません。

※利用できるタクシー会社は、本市と提携している「福祉タクシー協力会社一覧」（P9、P10）に記載のある会社に限りです。

### 【福祉タクシー利用券について】

① A票、B票は利用者が記入してください。

②料金を支払うときにB票・C票を運転者に渡してください。

③助成額を引いた利用者負担額を支払ってください（C票 利用者負担額）。

④A票は本人の控えになります。

A票
B票
C票

### 【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (支所1階)	97-1111 (代)

## ◎市内

※ご住所によって迎車を依頼できない場合がありますので、事前に各タクシー会社にご確認ください。

	名称	所在地	電話番号	備考
1	船尾タクシー	印西市船尾805-1	0476-46-0239	<a href="https://www.funaotaxi.com/">https://www.funaotaxi.com/</a>
2	大成交通	印西市造谷545-1	0476-99-1195	<a href="http://taiseikoutu.com/">http://taiseikoutu.com/</a>
3	(株)都市交通	印西市瀬戸1733-10	0476-98-1251	<a href="http://www.datanow.co.jp/toshikoutsu/">http://www.datanow.co.jp/toshikoutsu/</a>
4	☆車いすタクシーやまだ	印西市原4-5-9-403	090-5110-4974	<a href="http://www1.rurbannet.ne.jp/~kurumaisutaxi/">http://www1.rurbannet.ne.jp/~kurumaisutaxi/</a>
5	☆介護タクシー は〜とふる	印西市木刈2-24-2	080-5400-8341	<a href="http://heartful16.web.fc2.com/">http://heartful16.web.fc2.com/</a>
6	☆ラビットケアタクシー	印西市西の原2-3-6-804	080-4374-3127	<a href="https://www.rabbitcaretaxi.com/">https://www.rabbitcaretaxi.com/</a>
7	☆ほくそうケアタクシー	印西市牧の木戸1-14-7	080-1198-9659	<a href="https://hokusocaretaxi.com">https://hokusocaretaxi.com</a>
8	☆介護保険タクシーテヲ	印西市木下南2-2-8	0476-37-6356	(FAX) 0476-37-6357
9	☆介護タクシーふくちゃん	印西市小倉台1-1-SP1502	080-6706-0556	(メール) f08067060556@gmail.com

## ◎市外

	名称	所在地	電話番号	備考
10	☆あんしん介護タクシー	白井市西白井4-4-2-101	080-3912-5780	<a href="http://www.anshin-kaigotaxi.com/">http://www.anshin-kaigotaxi.com/</a>
11	白井タクシー	白井市根1071-6	047-491-0904	<a href="https://kosumosu-bus-co.jp/secure-web.jp/shiroi_taxi/index.html">https://kosumosu-bus-co.jp/secure-web.jp/shiroi_taxi/index.html</a>
12	エミタスタクシー北総(株)	白井市根60-60	047-401-6800	<a href="http://www.emitas.jp">http://www.emitas.jp</a>
13	☆介護タクシー 菜のはな	白井市大門口1-17-17	090-7239-2046	<a href="http://nanohana.goodlook.jp/">http://nanohana.goodlook.jp/</a>
14	☆介護タクシー テアシ	白井市清水口1-5-1-501	090-2499-1813	<a href="http://www.teasi-kaigo.com/default.html">http://www.teasi-kaigo.com/default.html</a>
15	☆ハッピーハート	印旛郡酒々井町酒々井1752	043-496-8886	<a href="http://www.heart-kaigo.com/">http://www.heart-kaigo.com/</a>
16	☆優愛ケアステーション	印旛郡酒々井町中央台1-23-8	043-496-8844	<a href="http://www.hcstation.com">http://www.hcstation.com</a>
17	潤間乗用自動車有限会社	印旛郡酒々井町上本佐倉212	043-497-0811	
18	☆さかえ介護タクシー	印旛郡栄町安食ト杭新田902-33	080-3555-0294	<a href="http://www4.hp-ez.com/hp/sakaekaigo/page1">http://www4.hp-ez.com/hp/sakaekaigo/page1</a>
19	☆ふたば介護タクシー	印旛郡栄町直台2-6-12	0476-85-0838	<a href="http://www.futaba-kaigo.com/">http://www.futaba-kaigo.com/</a>
20	☆介護タクシーたかはし	印旛郡栄町直台1-10-1	080-6702-6171	
21	☆介護タクシーハッピーONE	印旛郡栄町安食2846-5	090-3694-5044	
22	☆友介護タクシー	印旛郡栄町竜角寺台4-5-2	080-5648-5589	
23	☆さかえケアタクシー	印旛郡栄町安食台4-13-11	090-3504-2549	(メール) arait6497@gmail.com
24	京成タクシー成田(株)	成田市花崎町750-1	0120-37-5519	<a href="https://www.keiseitaxi-narita.com">https://www.keiseitaxi-narita.com</a>
25	参光タクシー(株)	成田市南平1116-5	0476-26-3511	<a href="http://sankou.ckt-group.co.jp/">http://sankou.ckt-group.co.jp/</a>
26	☆成田ケアステーション	成田市公津の杜6-18-3	0476-28-1118	<a href="http://www.kaigo-taxi-narita.com/">http://www.kaigo-taxi-narita.com/</a>
27	☆介護・福祉タクシー あじさい	成田市船形541-1	0476-29-4631	
28	多古タクシー(有)	成田市取香558-3	0476-32-0370	
29	☆国際空港交通(株)	成田市馬場11-5	0476-24-2665	
30	☆(株)たいが企画	成田市公津の杜4-6-7	0476-29-5785	<a href="http://taiga-o.com/">http://taiga-o.com/</a>
31	☆ハヤシ介護移送サービス	成田市公津の杜2-41-3	090-7002-0590	<a href="http://www.ncvt.co.jp/~havashi-kaigo/">http://www.ncvt.co.jp/~havashi-kaigo/</a>
32	☆サンベ	成田市公津の杜2-29-3	0476-27-6487	<a href="http://sanbe-11.co.jp/">http://sanbe-11.co.jp/</a>
33	☆Happy heartplus (旧ハッピーハート成田店)	成田市飯仲36-21	0476-36-8886	<a href="http://fc.heart-kaigo.com/narita/">http://fc.heart-kaigo.com/narita/</a>
34	松崎交通(株)	成田市東和泉443-18	0476-22-7964	
35	☆介護タクシーむらた	成田市中台1-2-112	090-3202-4352	
36	☆京成タクシー佐倉(株)	佐倉市太田2306-4	0120-37-5519	<a href="http://www.keiseitaxi.jp/sakura">http://www.keiseitaxi.jp/sakura</a>
37	☆介護タクシー 光の風	佐倉市上座515-64	080-5485-3807	<a href="http://www.catv296.ne.jp/~m6918/">http://www.catv296.ne.jp/~m6918/</a>
38	☆志津タクシー(有)	佐倉市先崎1875	043-487-6729	
39	☆NPO法人ユーカリサンシャイン	佐倉市宮ノ台2-28-1	043-463-5596	
40	☆ケアタクシー ハピネス	佐倉市西志津1-11-8-908	080-3547-8551	<a href="http://kaigotaxi-happiness.iimdo.com/">http://kaigotaxi-happiness.iimdo.com/</a>
41	☆やまびこクラブ介護タクシー	佐倉市鎌木町346	080-7825-2790	<a href="http://www.sakuraen-346.or.jp/">http://www.sakuraen-346.or.jp/</a>
42	☆サムライタクシー	佐倉市上志津原63-1	043-376-2878	<a href="http://www.samurai-taxi.com/">http://www.samurai-taxi.com/</a>
43	☆ケアタクシー まねきねこ	佐倉市上志津1076-36	0120-971-289	
44	☆(株)コアア佐倉	佐倉市中志津7-1810-10	043-386-2188	
45	☆福祉タクシーPIE	佐倉市上座1437-18	090-2744-1329	
46	☆介護タクシー ふくろう	佐倉市上座1433-14	0120-49-2960	
47	☆おもてなし介護タクシーTsuka	佐倉市中志津2-13-4	0120-123-825	
48	☆介護タクシー人力車	佐倉市王子台1-8-6-1F左	043-310-7750	<a href="http://a-net-ijinriki.com/">http://a-net-ijinriki.com/</a>
49	☆ハッピーハート佐倉ユーカリが丘店	佐倉市ユーカリが丘1-10-5	080-3383-0026	<a href="http://fc.heart-kaigo.com/yukarigaoka/">http://fc.heart-kaigo.com/yukarigaoka/</a>
50	☆水郷エスコート	香取市北2-14-2	0478-50-2929	<a href="http://www.egaonowa.com">http://www.egaonowa.com</a>
51	☆北総ドライブサービス	八千代市ゆりのき台6-1-2	047-480-6195	
52	エミタスタクシーアスカ(株)(旧・飛鳥交通)	八千代市大和田新田102-3	047-459-7062	<a href="http://www.aska-web.co.jp/">http://www.aska-web.co.jp/</a>
53	勝田台交通(株)	八千代市上高野1537	047-484-8211	<a href="http://www.mytaxi.co.jp/index.html">http://www.mytaxi.co.jp/index.html</a>
54	(有)高千穂タクシー	八千代市村上3316-20	047-485-9595	
55	八千代タクシー	八千代市大和田474-23	047-483-1234	
56	相内タクシー	八千代市大和田新田908-1	090-7004-6095	
57	☆よつ葉	八千代市大和田新田949-10	047-405-2401	<a href="http://hitotsunoeda.co.jp">http://hitotsunoeda.co.jp</a>
58	☆ケアタクシーささえ	八千代市萱田町743-49	0800-300-8340	

	名称	所在地	電話番号	備考
59	今井タクシー	我孫子市下ヶ戸1825-6	04-7182-1341	<a href="http://www.imai-taxi.com/taxi.html">http://www.imai-taxi.com/taxi.html</a>
60	豊島交通(株)	我孫子市東我孫子1-1-2	04-7183-5001	
61	(株)ニュー東豊	我孫子市我孫子1-24-25	04-7183-3322	<a href="http://www.newtoho.jp/">http://www.newtoho.jp/</a>
62	第一富士交通(株)	我孫子市青山台4-21-14	04-7184-5039	
63	☆山口介護タクシーサービス	我孫子市南新木4-17-8-102	04-7199-3132	<a href="http://kaigotaxi-into.jp/top_233.html">http://kaigotaxi-into.jp/top_233.html</a>
64	☆アイリスケアリムジン	我孫子市中里324	0120-307-068	<a href="http://www.l-c-s.biz/index.html">http://www.l-c-s.biz/index.html</a>
65	☆ケアタクシー『あびこ』	我孫子市湖北台8-9-6	090-2538-1603	<a href="http://caretaxi-abiko.com/">http://caretaxi-abiko.com/</a>
66	☆うぐいすケアタクシー	我孫子市泉4-1-406	080-3512-6420	<a href="https://uguisicare.com">https://uguisicare.com</a>
67	☆介護タクシーケアプライド	我孫子市中里140-5	①04-7199-9483 ②070-1430-9591	①平日9:15~17:30 ②24時間対応
68	協進交通(有)	鎌ヶ谷市東初富1-11-8	047-446-7337	<a href="http://www.kyosin-kotsu.co.jp/index.html">http://www.kyosin-kotsu.co.jp/index.html</a>
69	☆(有)やまびこ	鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷3-23-52	047-499-1881	
70	☆愛和福祉タクシー	鎌ヶ谷市西道野辺14-46-306	0120-85-8349	<a href="http://www.aiwataxi.com/">http://www.aiwataxi.com/</a>
71	☆シトラス介護タクシー	鎌ヶ谷市東初富2-6-6-20	080-4400-1598	
72	成田タクシー(株)	富里市日吉倉1080-28	0120-550-965	
73	(株)きよみ介護サービス	富里市日吉台5-21-13	0476-85-7779	<a href="http://www.kiyomikaigo.com/top">http://www.kiyomikaigo.com/top</a>
74	☆ケアサポート ローズタクシー	四街道市栗山1074	080-2338-0118	<a href="http://www.rose-taxi2011.com/">http://www.rose-taxi2011.com/</a>
75	☆いずみるケアサービス	四街道市大日505-20	0120-918-770	<a href="http://www.izumi-ru.com/">http://www.izumi-ru.com/</a>
76	☆介護タクシー和	八街市八街に45-238	090-4168-8699	
77	☆マインズ、ケアタクシー	東金市菱沼783-6	080-3575-8181	
78	千葉タクシー(株)	柏市東1-3-12	04-7166-9123	<a href="http://www.mytaxi.co.jp/index.html">http://www.mytaxi.co.jp/index.html</a>
79	☆笑みりい	柏市緑ヶ丘23-2	04-7166-6888	
80	☆リムジンケアサービス柏	柏市高田1252-10	04-7144-7997	<a href="http://lcs-kashiwa.iimdo.com/">http://lcs-kashiwa.iimdo.com/</a>
81	☆ケアタクシー じんじん	柏市松葉町4-1-16-404	090-1616-2589	<a href="http://jinnjinn.net/">http://jinnjinn.net/</a>
82	☆沼南介護タクシー 伝六	柏市手賀607	090-5171-0150	
83	(有)丸十タクシー	船橋市藤原5-8-5	047-438-3191	<a href="http://www.mytaxi.co.jp/index.html">http://www.mytaxi.co.jp/index.html</a>
84	船橋タクシー(有)	船橋市藤原5-8-5	047-438-3191	<a href="http://www.mytaxi.co.jp/index.html">http://www.mytaxi.co.jp/index.html</a>
85	☆介護タクシー 花笑み	船橋市田喜野井1-41-7	0120-929-671	<a href="http://www.hanaemi-taxi.com/">http://www.hanaemi-taxi.com/</a>
86	☆トミー福祉タクシー	船橋市前原西4-31-2-604	0120-103-756	<a href="http://www.tommy-fukushitaxi.com/">http://www.tommy-fukushitaxi.com/</a>
87	☆患者等搬送介護タクシーシモムラ	船橋市坪井西2-7-21	047-461-0676	<a href="http://simotaku.in.coocan.jp/">http://simotaku.in.coocan.jp/</a>
88	☆(株)地域福祉研究社 山口福祉タクシー	船橋市三山6-15-16	080-3024-8054	<a href="http://vamaguchi-fukushi-taxi.com/">http://vamaguchi-fukushi-taxi.com/</a>
89	☆サポートライナー	船橋市東中山2-10-30	047-711-2741	
90	☆ケアタクシー ゆあさ	船橋市西船2-26-1-501	090-1846-0630	
91	☆エーゼン福祉タクシー	船橋市大穴南2-20-31	047-767-8610	<a href="http://a7-fukushi-taxi.com/">http://a7-fukushi-taxi.com/</a>
92	みさきタクシー	船橋市二和東6-29-29	047-448-8000	
93	☆ふなばし福祉タクシー	船橋市南本町3-9	090-4704-4920	<a href="https://sanei-as.com/fukushi/">https://sanei-as.com/fukushi/</a>
94	☆介護タクシーラクだ	船橋市新高根1-18-26	080-3438-7535	
95	介護タクシーシェリー	船橋市田喜野井4-29-1-109	080-9331-4221	
96	☆福祉タクシーふくろう	千葉県船橋市西船1-16-12	0800-080-2960	
97	八幡交通(株)	市川市本北方1-26-7	047-334-2114	<a href="http://www.mytaxi.co.jp/index.html">http://www.mytaxi.co.jp/index.html</a>
98	浦安タクシー(有)	市川市千鳥町7	047-701-1900	<a href="http://www.mytaxi.co.jp/index.html">http://www.mytaxi.co.jp/index.html</a>
99	☆介護タクシー ミント	松戸市日暮3-16-46	0120-911-776	<a href="http://mint-care.iimdo.com/">http://mint-care.iimdo.com/</a>
100	☆ケアタクシー のぞみ	松戸市秋山1-9-12 BELISTA秋山駅前302号	0120-993-892	
101	☆エムズケアタクシー	松戸市小金原5-13-36	080-4083-7926	<a href="http://www.ms-caretaxi.com/">http://www.ms-caretaxi.com/</a>
102	ゆうき介護タクシー	松戸市秋山1-11-6-102	080-9200-1515	
103	☆おもてなし本舗マリナーゼ介護タクシー	浦安市猫実2-3-22	090-2625-0119	<a href="http://marinaze.com/">http://marinaze.com/</a>
104	(有)ニュー千都タクシー	千葉市美浜区新港185	043-243-2211	<a href="http://www.mytaxi.co.jp/index.html">http://www.mytaxi.co.jp/index.html</a>
105	稲毛構内タクシー	千葉市美浜区高洲1-19-2	043-279-1234	
106	☆(株)アップル すみれ介護	千葉市花見川区横戸台45-5	090-3106-2859	
107	☆くまさん福祉タクシー	千葉市花見川区西小中台2-29-106	070-7482-0903	
108	☆福祉のまき	千葉市若葉区小倉町881-19	043-308-6266	<a href="http://www.geocities.jp/hukusinomaki/">http://www.geocities.jp/hukusinomaki/</a>
109	☆(株)広絆 福祉タクシー若葉	千葉市若葉区中田町1193-95	090-1858-0708	
110	☆ケアタクシーレジーナ	千葉市緑区おゆみ野3-18-2-403	090-3877-5171	<a href="http://regina-caretaxi.iimdo.com">http://regina-caretaxi.iimdo.com</a>
111	☆ケアタクシー風の音	千葉市稲毛区宮野木町1070-2	080-3390-9338	
112	☆介護タクシーやすなが(株)	千葉市稲毛区稲毛町5-608-2	043-307-4671	
113	千葉搬送サービス フリークス	千葉県千葉市若葉区谷当町1026-35	043-239-0887	
114	☆福祉タクシーつばさ	千葉県千葉市中央区末広3-28-4	043-265-6264	(携帯)090-2722-7107
115	☆アイラス	東京都荒川区西日暮里5-23-3	0120-840-082	<a href="http://www.ailus.jp/">http://www.ailus.jp/</a>

☆印のタクシー会社には、車いすで乗車できるタクシーがあります。

## 5 外出支援サービス

市内に居住し住所を有する65歳以上の要支援・要介護認定者の方で、**介助なしでは公共交通機関(電車・バス・タクシー)を利用することが困難な方**に、移送サービスを実施します。

### 【利用目的】

利用できるのは次の場所への送迎です。

**※送迎の範囲は印西市内と近隣市町村で片道がおおむね20km以内。**

ア、医療機関 イ、市役所などの市の施設 ウ、在宅福祉サービスを提供する施設、場所  
エ、その他市が必要と認めた場所

**※買い物には使用できません。**

### 【運行日及び時間】

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。

土・日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)はお休みです。

※利用日の1か月前から5日前までの間に予約が必要です。

### 【実施回数】

1人当たり週1回

### 【費用負担】

区 分	金 額	備 考
<b>基本料金</b>	1回当たり 1,000円	2時間まで
<b>迎車料金</b>	1回当たり 500円	
<b>超過料金</b>	30分ごとに 400円	30分未満は切り上げ
<b>運行料金</b>	1キロメートル当たり 30円	

※ 利用料は降車時に直接運転手に支払っていただきます。

### 【申請に必要なもの】

- ・申請書(高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付)
- ・確約書

※利用前に、状況の聞き取りを行います。

・予約先  
印西市社会福祉協議会(竹袋614-9)  
Tel 42-0294

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (支所1階)	97-1111 (代)

## 6 福祉カー貸付事業

市内に住所を有する高齢者又は障がいのある人やその家族の方に、車いす・ストレッチャー対応のリフト付ワゴン車（日産キャラバン・運転者ほか4人同乗可）を無料で貸し出します（運転者の手配はできません）。

利用は事前に申し出のあった方を優先しますので、電話にて貸出し状況をご確認ください。また、初めて利用する方については、福祉カーの利用方法について説明を行いますので、電話で連絡の上、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に高齢者福祉課生きがい支援係まで来庁してください。

**【貸出費用】** 無料。ただし、ガソリンは満タンにしてお返してください。

**【貸出期間】** 2日以内

**【申請に必要なもの】** ・申請書（高齢者福祉課、障がい福祉課に備付）  
・運転者の運転免許証の写し

**【申請先・相談窓口】**

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
障がい福祉課 給付係		33-4639 (直)

## 7 救急医療情報キット配布事業

高齢者や障がいのある人の安全と安心を図るため、市内に住所を有する65歳以上の高齢者世帯の方などで、配布を希望される方に救急医療情報キットを無料で配布いたします。

救急医療情報キットとは、かかりつけ医や持病などの情報を専用の用紙に記入し、筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊が救急活動中に必要と判断した時に、救急医療情報キットの情報を迅速な救急活動に役立てるものです。



**【申請に必要なもの】**

・申請書（高齢者福祉課、障がい福祉課、各支所市民サービス課に備付）

**【申請先・相談窓口】**

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
障がい福祉課 支援係		33-4136 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (支所1階)	97-1111 (代)

## 8 ふれあいバス無料乗車カード

高齢者の移動手段の確保と社会参加の促進を図り、高齢者福祉の向上に資することを目的として、70歳以上の方を対象に「ふれあいバス無料乗車カードFUREICA（フレアイカ）」を交付します。



### 【サービス内容】

- ・カードの提示により、ふれあいバス運行区間の料金が無料になります。

### 【対象者】

- ・印西市内に住民登録のある70歳以上の方。

### 【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課及び各出張所に備付）

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587	97-1111 (代)



## 9 補聴器購入費用助成事業

補聴器の購入費用を最大2万円まで助成します。

### 【助成要件】

- ・申請時点で65歳以上であること。
- ・申請時点、補聴器購入時点の両方で市内に住民票があり、居住していること。
- ・医療機器認定を受けている補聴器であること。
- ・補聴器購入日から1年以内の申請であること。
- ・医師により、補聴器が必要であることを証明された方であること。

※聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方は対象外となります

※助成は一人につき1回まで

### 【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課及び各出張所に備付）
- ・医師により補聴器が必要であることの証明書（様式は申請書と同様に備付）
- ・領収書の写し（品名、金額、購入日が明記され、本人宛名となっていること。）

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587	97-1111 (代)

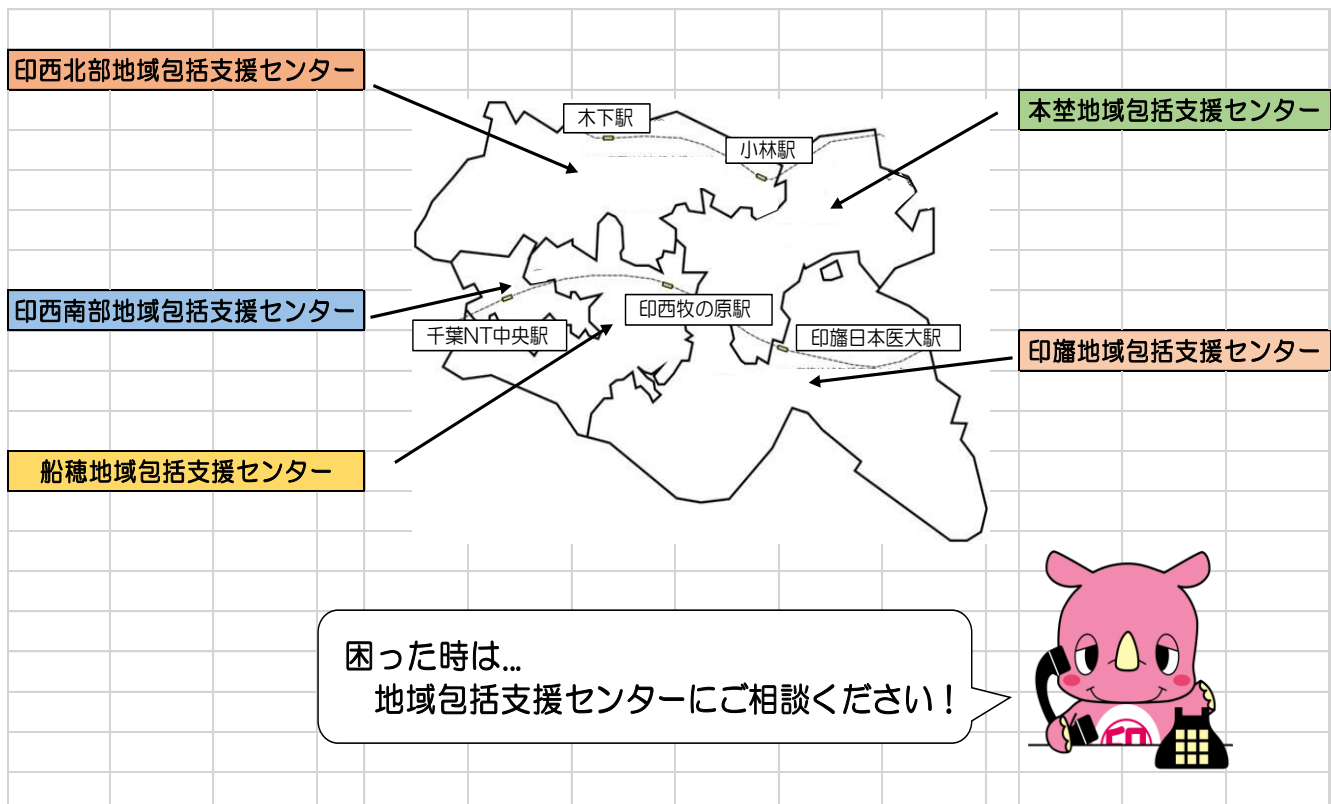


## 10 地域包括支援センター

「地域包括支援センター」とは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が送れるように、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面で相談を受け支援を行う高齢者のための総合相談機関です。主な業務は以下のとおりです。

- \* **総合相談・支援**（高齢者などからの介護や福祉に関する相談への対応・支援）
- \* **介護予防ケアマネジメント**（介護予防ケアプラン作成、介護予防事業の支援）
- \* **権利擁護**（高齢者虐待防止等、高齢者の権利を守るための支援）
- \* **包括的・継続的ケアマネジメント**（ケアマネジャーの支援やネットワークづくり）
- \* **その他**（認知症に関すること、介護と医療の連携に関すること）

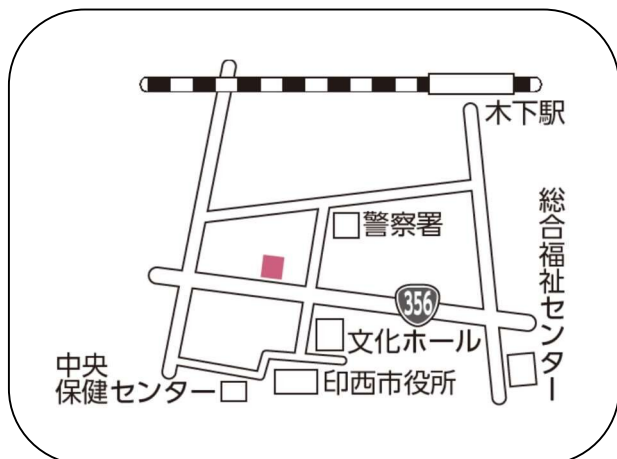
印西市では、身近な地域においてきめ細やかな介護サービスなどが受けられるよう、日常生活圏域を以下の5圏域に定めて、サービスの整備や地域のネットワークづくりを進めていきます。各圏域に地域包括支援センターを配置し、みなさんの相談・支援をしていきます。



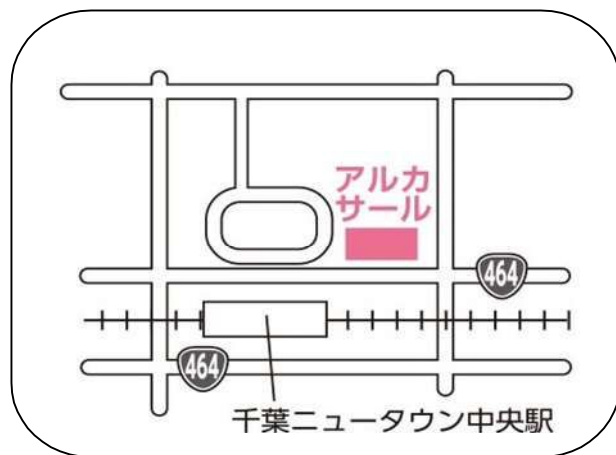
《市外局番：0476》

施設名	所在地 電話番号	営業日 営業時間	担当地域
印西北部地域 包括支援センター	大森2551-4 Tel85-4085 Fax85-4086	★月曜日～金曜日 祝祭日 12/29～1/3 除く ★8：30～17：15	木下、木下南、竹袋、別所、宗甫、木下東、平岡、小林、小林北、小林浅間、小林大門下、大森、鹿黒、鹿黒南、亀成、発作、相嶋、浅間前、浦部、浦部村新田、白幡、浦幡新田、高西新田、小倉、和泉、牧の台
印西南部地域 包括支援センター	中央北1-469 アルカサル内 Tel37-3120 Fax37-3121		小倉台、大塚、牧の木戸、木刈、武西学園台、戸神台、中央北、中央南、内野、原山、高花
船穂地域 包括支援センター	高花2-1-5 保健福祉センター内 Tel29-4001 Fax29-4002		武西、戸神、船尾、松崎、松崎台、結縁寺、多々羅田、草深、東の原、西の原、原、泉、泉野
印旛地域 包括支援センター	美瀬1-25 印旛支所分庁舎内 Tel33-7062 Fax33-7063		瀬戸、山田、平賀、平賀学園台、吉高、萩原、松虫、岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、つくりや台、吉田、美瀬、舞姫、若萩
本埜地域 包括支援センター	笠神2587 本埜支所内 Tel85-4845 Fax85-4846		中根、荒野、角田、竜腹寺、惣深新田飛地、滝、物木、笠神、行徳、川向、下曾根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、立埜原、松木、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林、滝野、みどり台、牧の原

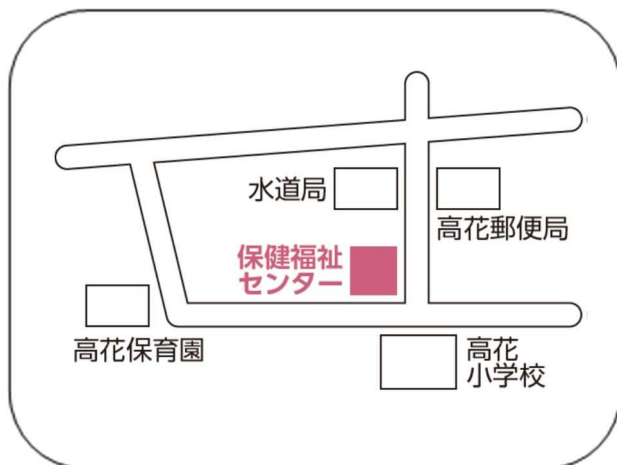
印西北部地域包括支援センター



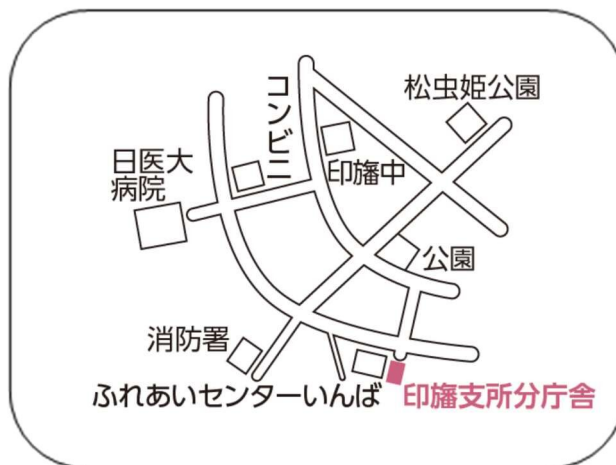
印西南部地域包括支援センター



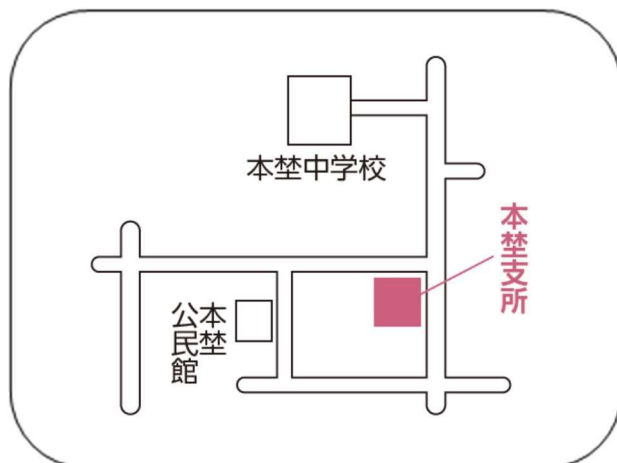
船穂地域包括支援センター



印旛地域包括支援センター



本埜地域包括支援センター



\*ご相談は、お住まいの地域の各地域包括支援センターへ（担当地域参照）

## Ⅱ 生きがい支援

### 1 介護支援ボランティア制度

高齢者の介護予防のため、介護保険施設などでのボランティア活動等に参加した高齢者にポイントを付与し、そのポイント数に応じて交付金を交付する制度です。

#### 【対象者】

市内に居住する65歳以上の方（印西市介護保険第1号被保険者）。

#### 【利用の流れ】

##### ① ボランティア登録（随時）

印西市社会福祉協議会にボランティア登録をして、「介護支援ボランティアカード」を受け取ります。

##### ② 受入施設、ボランティア活動

印西市社会福祉協議会から紹介を受けた介護保険施設などで、活動を行ないます。

##### ③ スタンプ押印

活動を行った施設でカードにスタンプを押してもらいます。

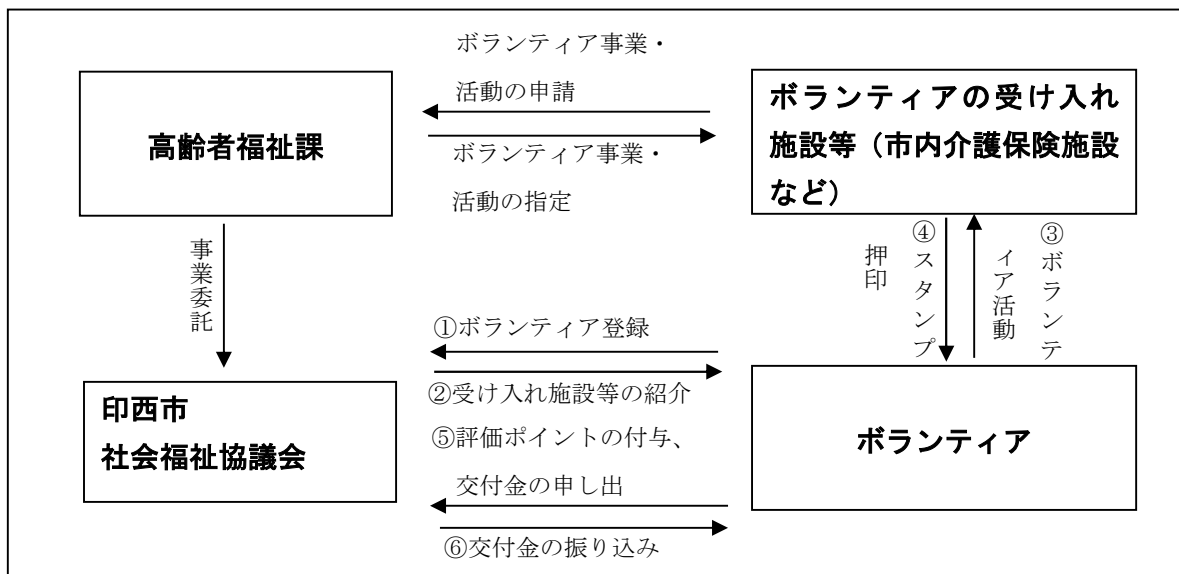
※1時間程度の活動で1スタンプとし、1日2スタンプが上限です。

##### ④ 評価ポイントの付与及び交付金の申し出

翌年度、印西市社会福祉協議会にボランティアカードを提示し評価ポイントをもらい、そのポイントを交付金に換える手続きをしてください。

##### ⑤ 交付金の振り込み

評価ポイント数に応じた交付金を指定された金融機関の口座に振り込みます。



#### 【交付金】

年間5,000円以内

#### 【相談窓口】

##### 《制度について》

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

TEL 33-4592（直） Fax 40-3881

##### 《ボランティア登録について》

印西市社会福祉協議会 TEL 42-0294 Fax 42-0338

## 2 敬老祝事業

### 敬老祝金

毎年9月15日に市内に居住し住所を有する方で、その年の4月1日から翌年3月31日までに満100歳を迎える方に祝い金（30,000円）を支給します。

### 米寿記念品の贈呈

毎年9月15日に市内に住所を有する方で、その年の4月1日から翌年3月31日までに米寿（88歳）を迎える方に記念品を贈呈します。

#### 【問い合わせ】

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

Tel 33-4592（直） Fax 40-3881

## 3 高齢者クラブ

高齢者の生きがいと社会参加を目的に設立された団体で、市内各地域に構成されています。主にグラウンド・ゴルフやパークゴルフ等の健康増進、芸能大会や作品展等の文化教養、クリーン活動や安心パトロール、世代間のふれあい事業等の社会奉仕活動を行っています。

あなたも高齢者クラブで楽しい仲間を増やしませんか。

※加入対象者…市内に居住するおおむね60歳以上の方

#### 【問い合わせ】

印西市社会福祉協議会（竹袋614-9）

Tel 42-0294 Fax 42-0338

## 4 シルバー人材センター

高齢者の豊富な経験や知識などを活かすことによって、生きがいと社会参加を目的に設立された団体で、働く意欲をもつ高齢者に日常生活に密着した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を確保し提供することにより高齢者の就業機会の増大を図ります。

※会員の要件…市内の60歳以上の心身共に健康で働く意欲がある方

次ページに記載の入会説明会にご参加ください。

※入会手続きに必要なもの…入会申込書、顔写真(3×2.5cm)2枚、就業承諾書、本人名義の預金通帳、印鑑、年会費3,600円

※年度途中の入会は月割になります。

#### 【受付窓口】

公益社団法人 印西市シルバー人材センター

印西市浦部 557

Tel 29-4468 Fax 29-4418

## 令和6年度（公社）印西市シルバー人材センター入会説明会日程

年月日	曜日	時間	場所	
4月9日	火	10：00～	中央駅前地域交流館	1号館2階会議室
4月23日	火	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
5月14日	火	10：00～	中央駅前地域交流館	1号館2階会議室
5月23日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
6月11日	火	10：00～	中央駅前地域交流館	1号館2階会議室
6月20日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
7月9日	火	10：00～	中央駅前地域交流館	1号館2階会議室
7月23日	火	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
8月14日	水	10：00～	中央駅前地域交流館	2号館3階会議室
8月22日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
9月10日	火	10：00～	中央駅前地域交流館	2号館3階会議室
9月19日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
10月10日	木	10：00～	シルバー人材センター	講習室
10月22日	火	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
11月12日	火	10：00～	中央公民館	3階学級講座室
11月21日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
12月11日	水	10：00～	シルバー人材センター	講習室
12月19日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
1月15日	水	10：00～	中央公民館	3階学級講座室
1月23日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
2月13日	木	10：00～	シルバー人材センター	講習室
2月20日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
3月11日	火	10：00～	中央公民館	3階学級講座室
3月21日	金	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室

※止むを得ず、日時等変更になる場合がございますので、ホームページ等でご確認をお願いいたします。

（公社）印西市シルバー人材センター  
TEL：0476-29-4468

## 5 いんざい健康ちょきん運動

住み慣れた地域でグループをつくり、住民主体の自主活動として、「おもり」と「バンド」を使った筋力運動を地域の方と行います。

筋力運動は誰にでもできる簡単な運動で、歌をうたいながら体を動かします。

高齢者福祉課では、物品貸与や運動の指導、活動の支援を行っています。

### 【ちょきん運動が目指すもの】

#### 1. 健康づくり

筋力運動により体力の維持・向上を図り、日々の生活を楽しむことができる体づくりを目指します。

#### 2. 地域づくり

住民の方々が、住み慣れた地域で、顔なじみの人たちとの生活を維持できる、『活気と団結力のある地域のつながりが強いまち』を目指します。

### 【住民主体の活動とは・・・】

参加される住民の方々が主体となって運営します。参加される方々で話し合いながら、進めていきます。参加者一人ひとりが、無理のない範囲でできることをしていくことで、仲間づくり・地域づくりにつながります。

相談や支援が必要な時は、高齢者福祉課が相談に応じたり、共に考えるなど支援を行っていきます。その他にも運動の方法、すすめ方の指導や、おもり・バンドの物品貸与などの支援をします。



詳しくは、次のページにご案内の  
チラシを掲載していますので、  
ご覧ください！



# ♪ いんざい健康ちょきん運動 ♪

健康づくり・地域づくりを目的とした**住民主体の活動**です。  
おもりとバンドを使って、**誰にでもできる筋力運動**を行います。  
おもりは、自分で調整でき、歌をうたいながら、体を動かします。  
週1回、歩いていける集会所などに集まり、**地域の方**と行います。



おもり・バンド

最初は「おもり」なしで運動し、  
1本ずつ増やしていきます。

ちょきん運動の一例

腕を前に上げる運動



椅子からの立ち上がり



脚の後ろ上げ運動



印西市ホームページ  
掲載中!



## 《おすすめ方》

- 1 地区でグループをつくり、会場に集まって行います。  
最初は、プログラムにそって市職員等が指導を行い、サポーターが支援しますが、  
徐々に皆様で運営をしていただきます。
- 2 運動は、継続して3か月間実施します。
- 3 3か月間後、今後もグループが運動を継続して実施するかを判断していただきます。

## 《市からの貸与》

- ① おもりとバンド ② CD ③ 歌詞カード ④ 記録冊子

## 《グループで準備していただくもの》

- 会場の借用と① 血圧計 ② CDデッキ ③ いす

地区によっては、すでに  
グループが立ち上がって  
いる所もあります。  
自主グループのため、  
入会・受入状況に限り  
がある場合もありますので、  
詳しくはお問い合わせ  
ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

印西市 高齢者福祉課 包括支援係

電話：33-4593 (直通)



グループ一覧表  
はこちらから



## 6 老人福祉センター・老人憩いの家

### ◎老人福祉センター

高齢者の方の健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための場の提供、講座などを開催し、高齢者の方が健康で明るい生活を営むことに寄与することを目的とした施設です。

施設名	所在地・電話	開所時間	休館日
中央老人福祉センター (総合福祉センター内)	竹袋614-9 Tel 42-0144 Fax 42-0146	9:00～ 17:00	毎週月曜日 祝日・年末年始
そうふけ老人福祉センター (ふれあい文化館内)	原3-4 Tel 45-3800 Fax 45-7174		
高花老人福祉センター (保健福祉センター内)	高花2-1-5 Tel 47-2112 Fax 47-2655		毎週日曜日 祝日・年末年始

#### 【利用対象者】

市内に居住する60歳以上の方など。

#### 【利用料】

市内に居住の方は無料。市外に居住の方は1人1日500円。

※入浴施設（中央老人福祉センター）1回100円。

### ◎老人憩いの家

教養の向上やレクリエーションなどのための場の提供をする施設です。

施設名	所在地・電話	開所時間	休館日
滝野シルバールーム (本埜ファミリア館内)	滝野3-4 Tel 80-8181 Fax 80-8182	9:00～ 17:00	毎週月曜日 祝日・年末年始

#### 【利用対象者】

市内に居住する60歳以上の方など。

#### 【利用料】

無料。

# Ⅲ 介護保険以外の福祉施設

## 1 養護老人ホーム

65歳以上の方であって、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難で、施設入所の必要がある方が入所することができます。

### 【入所の要件】

下記の経済的要件と環境的要件の両方を満たすことが必要です。

#### 経済的要件

- ア、入所希望者本人のいる世帯が生活保護を受けている。
- イ、入所希望者本人のいる世帯の生計中心者が市町村民税非課税又は均等割のみ課税されている。
- ウ、災害などのためアやイと同じ状態になった。

#### 環境的要件

- ア、心身上の障害のため日常生活を送ることが困難であるか、世話をしてくれる方がいない。
- イ、家族などの折り合いが悪く入所希望者の心身を害する。
- ウ、住むところがない、または住まいがあっても極めて環境が悪い。

### 【費用負担】

- ・入所者本人…年金など前年の収入に応じて費用が徴収されます。
- ・扶養義務者…前年度分の課税状況に応じて費用が徴収されます。

### 【相談窓口】

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

TEL 33-4592（直） Fax 40-3881

## 2 生活支援ハウス（ヴォーネン本塾）

60歳以上の方であって、高齢のため独立して生活することに不安があり、見守りを必要とする方が入居できる施設（ヴォーネン本塾：印西市笠神1620）です。

### 【入居の要件】

《対象者》

市内に居住し住所を有する方で下記のいずれかに該当する方。

- ア、ひとり暮らしの方。
- イ、高齢者のみの世帯の方。
- ウ、家族による援助を受けることが困難な方。

《身体条件》 支援ハウス内で自立した生活を送ることができる方。

《その他》 経済的に他の生活施設などの利用が困難である方。

### 【費用負担】

年金など前年の収入に応じて費用が徴収されます。

その他食費、光熱費などの実費（1か月約50,000円）は全額自己負担。

### 【相談窓口】

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

TEL 33-4592（直） Fax 40-3881

### 3 軽費老人ホーム(ケアハウス)

#### ◎軽費老人ホームA型

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の方を対象に、低額な料金で給食、その他日常生活上必要な便宜を図る施設です。

##### 【入居の要件】

次の条件をすべて満たす方

- ・60歳以上の方。
- ・健康で他人の介護を必要としない方。
- ・身寄りのない方、または家庭の事情などにより家族と同居できない方。
- ・利用料を負担する能力があり、月収は基本利用料の2倍以下の方。
- ・身元保証のある方。

##### 【入居するには】

施設と入居を希望する方の契約による入居ですので、直接施設へお問い合わせください。

##### 【市内の施設】

施設名	所在地	電話
よ し き り	印西市瀬戸1844-2	0476-98-0281

#### ◎ケアハウス

年齢が60歳以上で、身体的には比較的自立しているものの、自炊できない程度の機能低下があり、高齢や健康面から独立した生活をするには不安があるという方で、利用料の負担能力がある人が入居できる施設です。

居室は原則個室で、トイレ（ミニキッチンがある場合もあります）など完備されています。

##### 【利用料】

入居の際の保証金、生活費、管理費、冬期加算、事務費などがかかります。

事務費は収入によって負担額が変わります。

利用料については直接施設へお問い合わせください。

##### 【入居するには】

施設と入居を希望する方の契約による入居ですので、直接施設へお問い合わせください。

##### 【市内のケアハウス】

施設名	所在地	電話
ゴールドヴィラ大森	印西市大森2214	0476-42-8155

# IV 税の控除

## 1 障害者控除対象者認定書の交付

65歳以上で**障害者手帳をお持ちでない要支援・要介護認定者の方**で、確定申告の際、障害者控除の対象になる場合があります。控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書が必要となります。認定書の申請など、詳しくは下記までお問い合わせください。

### 【税の控除】

	控除額	
	所得税	市民税
特別障害者控除	40万円	30万円
障害者控除	27万円	26万円

### 【認定書の交付について】

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

TEL 33-4592（直） Fax 40-3881

### 【税の控除に関する問い合わせ】

印西市 課税課 市民税係（市役所2階）

TEL 33-4443（直） Fax 40-3015

## 2 おむつの医療費控除の証明に係る確認書の交付

現在介護保険法に基づく要介護認定を受けていて、**おむつにかかる医療費控除を受けるのが2年目以降になる方には**、要介護認定をした主治医意見書を基に、「寝たきり度」や「尿失禁の発生可能性」を確認した書類を交付します。

この書類は医療費控除を受けるために必要な、おむつ使用証明書に代わるものです。医療費控除を受けるためには、おむつ代の領収書も必要となります。

確認書の交付には、一定の要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

※おむつにかかる医療費控除を初めて受ける方、または要介護認定を受けていない方は、主治医が作成したおむつ使用証明書が必要になります。

### 【確認書の交付について】

印西市 高齢者福祉課 介護認定給付係（市役所1階）

TEL 33-4624（直） Fax 40-3881

### 【医療費控除に関する問い合わせ】

印西市 課税課 市民税係（市役所2階）

TEL 33-4443（直） Fax 40-3015

# V 介護保険のサービス

## 1 介護保険のサービスを受けるまで

### ① 申請する

サービスの利用希望者は、高齢者福祉課、印旛支所及び本埜支所の窓口で「要介護認定」の申請をします。申請は本人又は家族が行いますが、居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。

### ② 訪問調査・医師の意見書

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などについて聞き取りなどの調査を行います。また、市の依頼により、ご本人の主治医が心身の状況について意見書を作成します。

### ③ 審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書を基に、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます（要介護1～5、要支援1・2、もしくは非該当）。

### ④ 認定結果の通知

原則、申請から30日以内に、市から認定結果通知書と、結果が記載された被保険者証が届きます。

- ・ 要介護1～5…介護サービスを利用できます。
- ・ 要支援1・2…介護予防サービスを利用できます。
- ・ 非該当…必要と認められれば、市で行う介護予防事業が利用できます。

### ⑤ 介護サービス計画(ケアプラン)作成

要介護1～5と認定された方は、居宅介護支援事業者（ケアマネジャーさん）と一緒に、どのようなサービスをどのくらい利用するかという介護サービス計画（ケアプラン）を作る必要があります。

要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターのケアマネジャーさんと一緒に、介護予防ケアプランを作る必要があります。

そのため、まずはどのケアマネジャーさんにお問い合わせするかを決めて、連絡を取るようになしてください。

### ⑥ サービスを利用する

サービス事業者に被保険者証を提示して、ケアプランに基づいたサービスを利用します。利用者負担は原則費用の1割、2割又は3割です。

※サービス内容は次ページ参照。

#### 【お問い合わせ】

- 印西北部地域包括支援センター  
Tel 85-4085（直） Fax 85-4086
- 印西南部地域包括支援センター（アルカサール内）  
Tel 37-3120（直） Fax 37-3121
- 船穂地域包括支援センター（保健福祉センター内）  
Tel 29-4001（直） Fax 29-4002
- 印旛地域包括支援センター（印旛支所分庁舎内）  
Tel 33-7062（直） Fax 33-7063
- 本埜地域包括支援センター（本埜支所内）  
Tel 85-4845（直） Fax 85-4846
- 高齢者福祉課 介護認定給付係（市役所1階）  
Tel 33-4624（直） Fax 40-3881

## 2 介護保険サービスの利用者負担

サービス利用に際しては、かかった費用の**1割、2割または3割**を利用者が負担します。

### ■介護保険(介護給付・予防給付)の支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に、保険から給付される上限額(支給限度額)が決められています。

#### ◎ 在宅サービスの1カ月の支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

### ■自己負担が高額になったとき(高額介護サービス費の支給)

同じ月に利用したサービスの1割、2割または3割の利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

## ★施設サービスの利用者は居住費・食費を自己負担します

施設でのサービス利用者は、サービス費用の1割、2割または3割に加えて、食費の全額と居住費(滞在費)、日常生活費を自己負担します。

※低所得の方の施設利用が困難とならないよう、次ページの利用者負担段階に該当する方は、所得に応じた自己負担限度額が設けられており、高齢者福祉課に申請して「介護保険負担限度額認定証」を受けることで、限度額までを自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から給付されるようになります。

## 負担限度額（日額）

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産 <sup>*1</sup> の状況	居住費（滞在費）等				食費	
			多床室	従来型個室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室	施設サービス	短期入所サービス
世帯全員市民税非課税	1	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0円	490円 (320円)	490円	820円	300円	300円
	2	本人の年金収入（非課税年金を含む） ＋その他の合計所得金額の合計額が 80万円以下の者	370円	490円 (420円)	490円	820円	390円	600円
	3 ①	本人の年金収入（非課税年金を含む） ＋その他の合計所得金額の合計額が 80万円超120万以下の者	370円	1,310円 (820円)	1,310円	1,310円	650円	1,000円
	3 ②	本人の年金収入（非課税年金を含む） ＋その他の合計所得金額の合計額が 120万円超の者	370円	1,310円 (820円)	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
基準費用額 (施設における一日当たりの食費・居住費の平均的な費用を 勘案して定める額)			377円 (855円)	1,668円 (1,171円)	1,668円	2,006円	1,445円	

●（ ）内は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の金額です。

●年金収入額とは、課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金や障害者年金等）の合計金額になります。

●上記段階に該当しない方で施設サービスを利用している方の居住費や食費は、施設との契約により決まり、施設によって金額が異なりますので、ご利用施設に直接お問い合わせください。

※住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届けを提出していない事実婚も含む）の所得も判断材料とします。ただし、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合は対象外。

※【預貯金等の資産に含まれるもの】申告対象となる資産をお持ちの方は、証明するための書類を別途添付していただきます。



### 3 介護保険で利用できるサービス

#### ■ 在宅サービス

要介護1～5、要支援1・2の方が利用できるサービスです。

サービスの種類 (要支援の人が利用するサービス名は下段に細字で表示)		要介護1～5の方	要支援1・2の方
通所して利用する	通所介護 (デイサービス) 通所型サービス	通所介護施設で食事、入浴などの支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	通所介護施設等で日常生活上の支援などの共通的サービスと、その人の目標に合わせたサービスを提供します。(介護予防・日常生活支援総合事業として利用)
	通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。	老人保健施設や医療機関などで、日常生活上の支援やリハビリテーションの共通的サービスと、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上など)を提供します。
	訪問介護 (ホームヘルパー) 訪問型サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。	利用者が自力では困難な行為について、家族の支援や地域の支援が受けられない場合、ホームヘルパー等によるサービスが利用できる。(介護予防・日常生活支援総合事業として利用)
訪問を受けて利用する	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設の浴室が利用困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が利用できます。
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為向上のため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。	居宅での生活行為向上の訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。
	訪問看護 介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療補助を行います。	疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療補助を行います。
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 ※介護状態等で保険給付の対象とならない用具もあります。	日常生活の自立を助けるための福祉用具(車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト等)を貸与します。	福祉用具のうち介護予防に資するもの(手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ)について貸与します。
		※スロープ、歩行器、歩行補助つえの一部は、貸与か購入かを選択することができます。	

サービスの種類 (要支援の人が利用するサービス名は下段に細字で表示)		要介護1～5の方	要支援1・2の方
居宅での暮らしを支える	特定福祉用具購入 特定介護予防福祉用具購入	入浴や排泄などに使用する福祉用具（腰掛け便座、入浴補助用具、特殊尿器、簡易浴槽、移動用リフトのつり具）の購入費を、年間10万円を上限に、その費用の7割～9割を支給します。	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費を、年間10万円を上限にその費用の7割～9割を支給します。
	住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、改修費用20万円を上限に、その費用の7割～9割を支給する。事前の申請が必要です。	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、改修費用20万円を上限に、その費用の7割～9割を支給する。事前の申請が必要です。
	短期入所生活/療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活/療養介護	福祉施設や医療施設に短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。	福祉施設や医療施設に短期入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。
暮らしを支える 在宅に近	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

### ■ 施設サービス

要介護1～5の人が利用できるサービスです。

施設に入所する	サービスの種類	要介護1～5の方
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。新規で入所できるのは原則として要介護3以上の方となります。
	介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。
	介護医療院	長期にわたり療養が必要な方が対象で、医療と介護が一体的に受けられます。

### ■ 地域密着型サービス(原則、印西市に住所を有する人が利用できるサービスです。)

高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、要介護1～5、要支援1・2の人が利用できる、地域ごとのサービス拠点で提供されるサービスです。

住み慣れた地域での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容
	・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを組み合わせて提供できます。
	・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の人のみ)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活をする住宅。
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(要介護1～5の人のみ)	日中・夜間を問わず介護職員と看護師の定期的訪問と通報等による随時の対応を行います。
	・地域密着型通所介護(要介護1～5の人のみ)	小規模な定員18名以下の通所介護です。食事・入浴などの介護・機能訓練を行う。

## 4 介護保険料について

### 【決め方】

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、みなさんの所得に応じて決まります。

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{市の介護保険サービスにかかる費用の見込み} \times \text{65歳以上の方の負担割合（23\%）}}{\text{市の65歳以上の人数}}$$

保険料段階	対 象 者	保険料率	保険料年額 ( )内は月額
第1段階	生活保護受給者、または住民税非課税世帯であり、かつ老齢福祉年金受給者、または住民税非課税世帯であり、かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	基準額× 0.285	16,410円
第2段階	住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超え120万円以下の人	基準額× 0.485	27,930円
第3段階	住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額120万円を超える人	基準額× 0.685	39,450円
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	基準額× 0.9	51,840円
第5段階	住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超える人	基準額	57,600円 (4,800円)
第6段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額120万円未満の人	基準額× 1.2	69,120円
第7段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.3	74,880円
第8段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.5	86,400円
第9段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額320万円以上400万円未満の人	基準額× 1.7	97,920円
第10段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額400万円以上600万円未満の人	基準額× 1.8	103,680円
第11段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額600万円以上700万円未満の人	基準額× 1.9	109,440円
第12段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額700万円以上800万円未満の人	基準額× 2.0	115,200円
第13段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額800万円以上900万円未満の人	基準額× 2.1	120,960円
第14段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額900万円以上1,000万円未満の人	基準額× 2.3	132,480円
第15段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額1,000万円以上の人	基準額× 2.4	138,240円

### 【納め方】

- ・年金が年額18万円以上の方（特別徴収）  
年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料が差し引かれます。
- ・年金が年額18万円未満の方（普通徴収）  
送付される納付書に基づき、介護保険料を納めます。

### 【お問い合わせ】

■印西市 高齢者福祉課 介護保険係 TEL 33-4623（直） Fax 40-3881

## VI その他の情報

### 1 国保年金課のお知らせ（後期高齢者医療制度、国民年金、国民健康保険）

#### ☆後期高齢者医療制度

対象者

- ①75歳以上の方 75歳の誕生日から該当し、手続きの必要はありません。誕生日当日までに保険証を送付します。
- ②65歳以上75歳未満の一定の障がいがある方 申請して認定される場合がありますのでお問い合わせください。

#### ■医療費の一部負担金(窓口支払い)

##### ★現役並み所得者(3割負担)

・同一世帯に市民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯。ただし、2人以上の世帯で年収520万円未満、単身世帯で年収383万円未満の方は、1割となります。

##### ★一般(2割負担)

・同一世帯に市民税課税所得(課税標準額)が28万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯。ただし、2人以上の世帯で年金収入+その他の合計所得金額が320万円未満、単身世帯で年金収入+その他の合計所得金額が200万円未満の方は1割となります。

##### ★一般(1割負担)

・現役並み所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱ以外の方。

##### ★区分Ⅱ(1割負担)

・世帯員全員が市民税非課税の方(区分Ⅰ以外の方)。

##### ★区分Ⅰ(1割負担)

・世帯員全員が市民税非課税の方であり、かつ被保険者本人が老齢福祉年金を受給されている方。

・世帯員全員が市民税非課税の方であり、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額を80万円として計算)が0円となる方。

#### ■自己負担限度額(月額)及び入院時の食事代の1食あたり標準負担額

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)		入院時の食事代の標準負担額(1食)		
			4回目以降※1			
3割	現役並み所得者Ⅲ 課税標準額690万円以上の方	/	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%	140,100円	490円 (460円)※4 ※5	
	現役並み所得者Ⅱ 課税標準額380万円以上 690万円未満の方 ※2		167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	93,000円		
	現役並み所得者Ⅰ 課税標準額145万円以上 380万円未満の方 ※2		80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44,400円		
2割	一般Ⅱ	18,000円または、(6,000円+(総医療費-30,000円)×10%)の低いほうを適用 ※3	57,600円	44,400円		
	一般Ⅰ	18,000円 ※3				
1割	低所得者Ⅱ ※2	8,000円 ※3	24,600円		230円 (210円)※4	過去1年間の入院が90日以内の場合
	低所得者Ⅰ ※2	8,000円 ※3	15,000円		180円 (160円)※4	過去1年間の入院が90日を超える場合
	低所得者Ⅰ ※2	8,000円 ※3	15,000円		110円 (100円)※4	

※1 直近12か月以内に3回以上世帯単位の高額療養費が該当となった場合、4回目以降自己負担限度額が減額されます。

※2 毎月の医療費が上記の金額を超える場合は申請をして「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。この認定証を医療機関へ提示することで、限度額までの支払いとなります。

手続きに必要なもの⇒保険証、本人確認書類

※3 年間(8月～翌7月)の限度額144,000円

※4 ( )内は、令和6年5月31日までの自己負担額

※5 ただし指定難病の方は、280円(令和6年5月31日までは260円)

## ■給付と手続き

区分	こんなとき	手続きに必要なもの
療養費の支給	やむを得ない理由で保険証が使えなかったとき	保険証・領収書・診療報酬明細書(病院などが発行したもの)・本人振込先の確認できるもの ※事情をよく審査した上で支払います。
	コルセット、補装具などの治療用装具を作ったとき	医師の証明書・保険証・領収書・本人振込先の確認できるもの
葬祭費の支給	加入者が亡くなったとき	・保険証 ・葬祭を行ったこと、葬祭執行者(喪主)を確認できるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書など死亡者名と喪主の氏名が確認できるもの) ・葬祭執行者(喪主)の口座番号、口座名義人の確認ができるもの

## ■人間ドック・脳ドック検査助成金

検査費用の1/2に相当する額を助成します(ただし、当該年度1回のみ)。

・助成限度額…人間ドック 30,000円 脳ドック 20,000円

・要件…①後期高齢者医療保険料を完納していること

②当該年度に後期高齢者健康診査を受診していないこと

③当該年度に国民健康保険の人間ドック検査費用の助成を受けていないこと、特定健康診査を受診していないこと

【問い合わせ先】印西市 国保年金課 高齢者医療年金係(市役所1階) Tel33-4470(直)

## ■健康診査

75歳以上の方(65歳以上で一定の障がいのある方で認定された方)に、市は平成20年度より千葉県後期高齢者医療広域連合から委託され、生活習慣病の早期発見や健康維持・増進のために、年度中に1回健康診査を実施しています。

※病院または診療所に6ヶ月以上継続して入院している方、介護施設に入所している方は、受診することはできません。

【問い合わせ先】

健診の内容・予約について 印西市 健康増進課 健康支援係 Tel40-2600(健診専用ダイヤル)

受診資格・問診票の発行について 印西市 国保年金課 高齢者医療年金係(市役所1階) Tel33-4470(直)

## ☆国民年金

### ■国民年金の種類

年金の種類	支給要件
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(保険料免除期間などを含む)が10年以上ある方に対して65歳以上から支給されます。
障害基礎年金	保険料の滞納などがない限り、被保険者期間中または20歳前および65歳に達するまでの間に、障害等級表に該当する障害者(1級・2級)になったときに支給されます。
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、年金を受けずに死亡したとき生計を同一にしていた遺族に支給されます。

【問い合わせ先】

印西市 国保年金課 高齢者医療年金係(市役所1階) Tel33-4470(直)

# ☆国民健康保険

## ■国民健康保険の医療費

病院などの窓口で保険証を提示すれば、医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができます。年齢などによって自己負担割合が異なります。

年齢	負担割合
義務教育就学前	2割負担
義務教育就学後から70歳未満	3割負担
70歳以上75歳未満	2割負担
70歳以上75歳未満で現役並み所得者	3割負担

## ■70歳以上75歳未満の人の医療費一部負担金(窓口支払い)

### ★現役並み所得者(3割負担)

・以下の両方に当てはまる方。

①同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。

②同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計が210万円を超える方。

※ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、2人以上で年収520万円未満、単身で年収383万円未満の場合は、「一般」と同様に2割負担となります。

### ★一般(2割負担)

・現役並み所得者、低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱ以外の方。

### ★低所得者Ⅱ(2割負担)

・同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する方(低所得Ⅰ以外の方)。

### ★低所得者Ⅰ(2割負担)

・同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。

### 【問い合わせ先】

印西市 国保年金課 保険税係(市役所1階) TEL33-4462(直)

## ■70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)及び入院時の食事代の1食あたり標準負担額

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降	入院時の食事代の標準負担額(1食)	
課税所得	現役並み所得者Ⅲ 690万円以上の方	—	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円	490円 (460円)※3 ※4	
	現役並み所得者Ⅱ 380万円以上の方※2	—	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円		
	現役並み所得者Ⅰ 145万円以上の方※2	—	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円		
一般		18,000円 ※1	57,600円	44,400円		
低所得者Ⅱ ※2		8,000円	24,600円	—	230円 (210円)※3	過去1年間の入院が90日以内の場合
					180円 (160円)※3	過去1年間の入院が90日を超える場合
低所得者Ⅰ ※2		8,000円	15,000円	—	110円 (100円)※3	

※1 年間(8月～翌7月)の限度額144,000円。

※2 毎月の医療費が上記の金額を超える場合は申請をして「限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて下さい。  
この認定証を医療機関へ提示することで、限度額までの支払いとなります。  
手続きに必要なもの⇒保険証・世帯主及び対象者のマイナンバーの分かるもの。  
所得区分「現役並み所得Ⅲ」「一般」の方は申請の必要はありません。

※3 ( )内は、令和6年5月31日までの自己負担額

※4 ただし指定難病の方は、280円(令和6年5月31日までは260円)

### 【問い合わせ先】

印西市 国保年金課 給付係(市役所1階) TEL33-4464(直)

## ■70歳未満の方の自己負担限度額(月額)及び入院時の食事代の1食あたり標準負担額

所得区分	限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)	入院時の食事代の標準負担額(1食)	
所得年901万円超	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円	490円 (460円)※2 ※3	
所得年600万円超901万円以下	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円		
所得年210万円超600万円以下	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円		
所得年210万円以下	57,600円	44,400円		
住民税非課税世帯 ※1	35,400円	24,600円	230円 (210円)※2	過去1年間の入院が90日以内の場合
			180円 (160円)※2	過去1年間の入院が90日を超える場合

※1 住民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、住民税非課税の世帯のことで。

※2 ( )内は、令和6年5月31日までの自己負担額

※3 ただし指定難病の方は、280円(令和6年5月31日までは260円)

## ■給付と手続き

区分	こんなとき	手続きに必要なもの
療養費の支給※	やむを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき	保険証・領収書・診療報酬明細書(病院などが発行したもの)・世帯主名義の振込口座情報・マイナンバーの分かるもの等
	柔道整復、はり、灸、マッサージ師などの施術を受けたとき	医師の同意書・施術内容明細書・保険証・領収書・世帯主名義の振込口座情報・マイナンバーの分かるもの等
	コルセット、ギブスなどの補装具を購入したとき	医師の証明書・保険証・領収書・世帯主名義の振込口座情報・マイナンバーの分かるもの等
その他の給付	国保被保険者が出産したとき(直接支払制度を使用しない場合)	保険証・領収書・世帯主名義の振込口座情報・マイナンバーの分かるもの・直接支払制度を利用していないことを確認できる書類等
	国保被保険者が亡くなったとき	保険証・亡くなられた方及び葬祭を行った方の氏名が確認できる書類(会葬礼状・領収書等)・葬祭を行った方名義の振込口座情報・マイナンバーの分かるもの等

※審査機関による審査決定後の支払いとなります。

## ■その他お知らせ

### 1 特定健康診査・特定保健指導

40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施しています。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とその予備群を特定健康診査により発見し、生活習慣改善の必要度に応じた特定保健指導が行われます。これにより、受診者本人に適した指導が受けられます。

### 2 人間ドック・脳ドック検査助成金

検査費用の1/2に相当する額を助成します。(ただし、当該年度1回のみ)

・助成限度額・・・人間ドック 30,000円 脳ドック 20,000円

・要件…①国民健康保険に加入している40歳以上の方②国民健康保険税を完納していること③人間ドック受検者は、当該年度に特定健康診査を受診していないこと

### 【問い合わせ先】

印西市 国保年金課 給付係(市役所1階) TEL33-4464(直)

## 2 市民活動推進課のお知らせ

# で 電話de詐欺に注意!

印西市内で、電話<sup>で</sup>詐欺(振り込め詐欺)の被害が発生しています。

令和5年中の印西市内における届出は18件、被害額は約 3,819 万円となっております。  
印西警察署では、電話による詐欺を防止するため、市民の皆様には「電話に出んわ作戦」  
を呼び掛けています。

(「電話<sup>で</sup>詐欺」は、千葉県の振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の広報用名称です)

### 電話de詐欺は電話de対策!

- ・留守番電話設定
  - ・ナンバーディスプレイ
  - ・警告・通話録音機能付きの電話機の活用
  - ・迷惑電話番号拒否設定
- ※機能はメーカーや製品によって異なります。詳しくは  
お近くの販売店にお問い合わせください。

詐欺の犯人と直接  
話をしない!!



不審な電話、手紙がきたら・・・

千葉県警察：電話de詐欺(振り込め詐欺)相談専用ダイヤル

ヨクシ コール  
0120-494-506

(平日 午前8時30分～午後5時15分)

印西警察署：電話 0476-42-0110



## 特殊詐欺の主な手口

### 【オレオレ詐欺の手口】

・息子や孫になりすました犯人から、交通事故や仕事・交際上のトラブル等に関する示談金等を名目に、金銭をだまし取ろうとします。犯人は最初の電話で、「風邪で喉の調子が悪い」などと言って声が違うことを不自然に思われないようにし、「携帯が壊れた」などと言って携帯電話の番号が変わったと思込ませます。

※電話で「お金が必要だ」と告げられたら、電話をかけてきた家族に、自分から以前の電話番号に電話をして確認しましょう。

### 【カードをだまし取る・すり替える手口】

・犯人は、警察官や銀行協会職員等を名乗り、「あなたの口座が悪用されていて、キャッシュカードを交換する必要がある」などと電話をかけてきます。そして、言葉巧みに暗証番号を聞き出してカードをだまし取ったり、封筒に暗証番号を書いたメモとカードを入れさせすり替えて盗んだりするものです。

※警察官や金融機関の職員が、暗証番号を聞くことはありません。

### 【税務署や市役所職員を名乗った還付金詐欺の手口】

・市役所職員等を名乗り、「医療費(税金)の還付がある」などと言って、被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に現金を振り込ませるものです。

※市役所職員等が、「還付金を返すのでATMに行ってください」と言うことはありません。

### 【架空請求詐欺の手口】

・事業者や裁判所などを名乗った犯人から、有料サイト等の使用料について、「未払の料金があり、今すぐ払わないと裁判になる」などと、ハガキやメールで知らせるなどして、被害者の不安を巧みにあおり、現金を振り込ませたり電子マネーをだまし取ったりするものです。

※未納料金などの支払という名目で、電子マネーを購入させることはありません。

「コンビニで電子マネーを購入」や「コンビニに設置された端末で支払い」という案内は、相手にしないでください。

※身に覚えのない請求に対する支払い義務はありません。

### 【名義貸しに係る手口】

- ・株式や社債などの優先購入券
- ・老人ホーム等の施設入居権
- ・リゾート会員権優先購入権

などについて、当選し権利があるとだまして名義を貸して欲しいと迫ります。その後、名義貸しは違法行為とおどしてお金を要求してきます。

# 印西市



## 自転車乗車用 ヘルメット 購入費助成金

令和6年4月1日以降に購入したものが対象です。  
(申請期間につきましては、改めてお知らせします)

★領収書の発行を購入店等に依頼してください。詳細については、裏面をご覧ください。

ヘルメットの購入単価がわからない領収書では、申請できません。

★窓口での受付は、平日の午前8時30分～午後5時15分(年末年始の市役所閉庁日を除く)です。

### 助成対象者(ヘルメット使用者) ※下記①～④をすべて満たす個人

- ①市内に住所を有している(住民登録している)人
- ②自ら又は同一世帯に属する者がヘルメットを購入していること
- ③市税を滞納していない人
- ④暴力団員ではない人、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない人



### 助成対象のヘルメット

安全基準の認証を受けている  
『新品』の自転車乗車用ヘルメット

※未使用品を含む中古品は対象外  
※オークション、個人間売買、譲渡  
等は対象外

いずれかの認証を受け  
ていないと助成対象に  
なりませんので、必ず確  
認してください!

#### <安全基準>

SGマーク(一般財団法人製品安全協会の認証)	
JCFマーク((公財)日本自転車競技連盟の認証)	
CEマーク(欧州連合の欧州委員会の認証)	
GSマーク(ドイツ製品安全法の認証)	
CPSCマーク(米国消費者製品安全委員会の認証)	

### 助成金額

自転車乗車用ヘルメットの購入費用の1/2(100円未満切り捨て)

1人1個当たり上限2,000円

※ヘルメット使用者1人につき1個(回)限り

※装飾品や部品等の費用、購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く

※助成金予算額に達した場合は終了



# 助成金の申請から交付までの流れ



## (1) 販売店等で自転車乗車用ヘルメットを購入

- ※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。
- ※領収書には、下の「(2)領収書」に記載する内容の記入をお願いしてください。

## (2) 申請書等を郵送又は窓口で市民活動推進課へ提出

- ※郵送の場合 ➡ 〒270-1396 印西市大森2364-2 市民活動推進課宛て
- 窓口の場合 ➡ 市役所2階
- ※申請書兼請求書は、市民活動推進課窓口、市ホームページから入手できます。
- ※**申請期限：令和7年3月31日まで(期限内必着)。**



### (2)領収書

- ※記入内容を確認してください。
- ※領収書がない場合は、申請できません。
- ※内容が不足している場合は、それが確認できる書類等を添付してください。

### (3)安全基準の認証が確認できるもの

- ※保証書、取扱説明書、カタログの写し等の確認できるもの

- 提出書類**
- (1) 助成金交付申請書兼請求書(市指定様式)
  - (2) 領収書(次の内容が記入されているもの)
    - ①領収日
    - ②領収金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの)
    - ③購入店
    - ④品名・品番(ヘルメットの購入がわかるもの)
  - (3) 安全基準の認証が確認できるもの
  - (4) 振込口座(申請者名義のもの)が確認できる書類(通帳又はキャッシュカードの写し)
  - (5) 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)

## (3) 交付決定通知書が郵送で到着

- ※申請書類を審査の上、申請者に通知書を郵送します。

## (4) 助成金が指定口座に振り込まれます

- ※申請日から概ね1か月から2か月後の振り込みとなります。



詳しくは市ホームページをご覧ください！



自転車は、手軽に利用できるとても便利な乗り物ですが、交通ルールを守って正しく走行しないと、加害者にも被害者にもなり得る大変危険な乗り物でもあります。

交通ルールを守って安全に運転することが一番大切ですが、自分を守り、相手を守るため、自転車に乗る時は必ずヘルメットを着用しましょう。また、万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等にも加入しておきましょう。

# 自転車を安全に利用しましょう！



みなさんは、**自転車は自動車の仲間**であることを意識して運転していますか？  
自転車は、自動車と違い運転免許証がなくても誰でも簡単に運転できる便利な乗り物ですが、自転車も自動車と同じように、**道路交通法**を守って運転しなければなりません。  
近ごろは、自転車利用者が増えるとともに、ルールやマナーを守らない人も増えています。  
自転車を安心・安全に利用するために、正しい交通ルールやマナーを守り運転しましょう！  
千葉県では、令和4年7月1日から「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、自転車保険の加入が義務となりました。まだ加入がお済でない方や、これから自転車を利用される方は、自転車保険に加入しましょう！

## 自転車安全利用五則を守ろう！

### ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則です。 **罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**
- ただ車道を走れば良いというものではありません。自転車は車道の左端に寄って走行しなければなりません。 **罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**
- 歩道を走行するときは、車道寄りを徐行し、歩行者の交通を妨げる可能性がある場合は、一時停止をしなければなりません。 **罰則 2万円以下の罰金又は科料**

### ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 信号機の指示には必ず従いましょう。また、一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行し、安全確認を忘れずに行いましょう。 **罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**

### ③夜間はライトを点灯

- 夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけましょう。 **罰則 5万円以下の罰金**

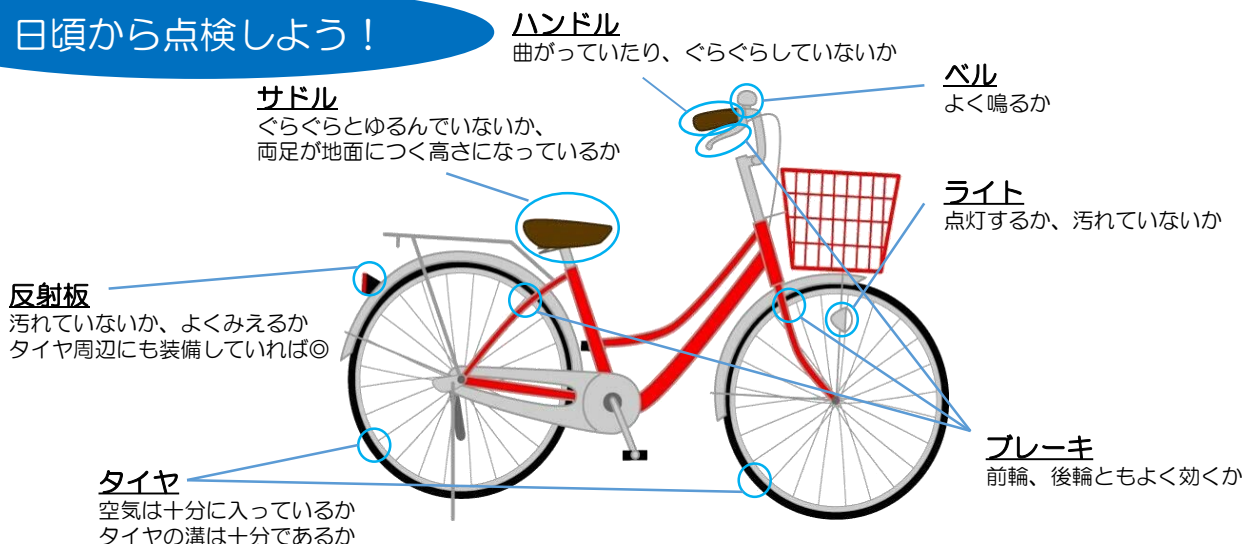
### ④飲酒運転は禁止

- 飲酒運転は絶対にやめましょう。 **罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**  
飲酒運転以外にも…
- 二人乗りや並進はやめましょう。（※「並進可」標識がある場所以外では禁止） **罰則 2万円以下の罰金又は科料**

### ⑤ヘルメットを着用

- 自転車を運転する際はヘルメットを着用しましょう。
- 13歳未満の子どもに対して、保護者はヘルメットを着用させなければなりません。  
（印西市自転車安全・安心利用に関する条例）

## 日頃から点検しよう！



# 自転車保険加入状況をチェックしよう！

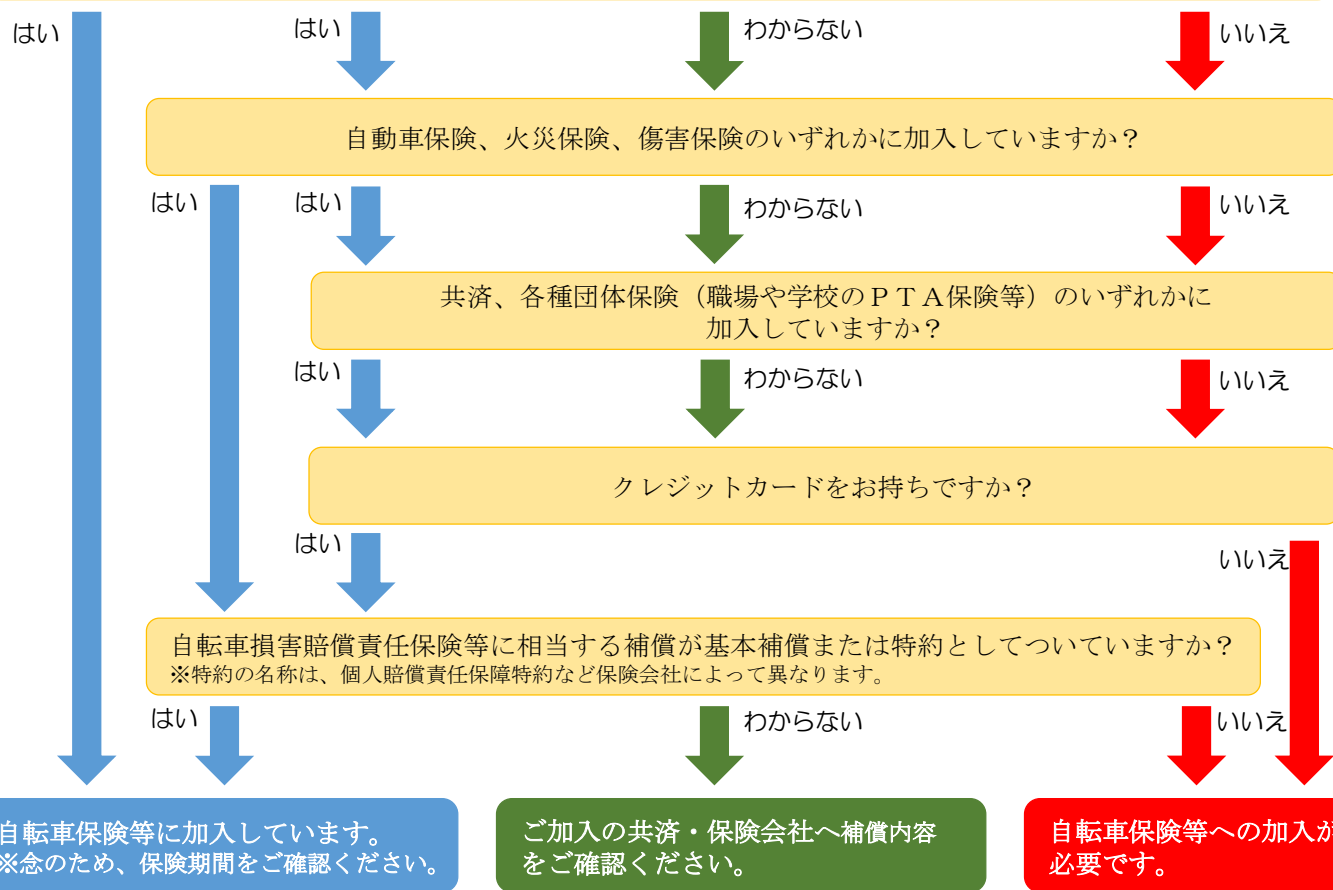
自転車は誰でも利用できる便利な乗り物である一方、事故によって誰もが加害者にも被害者にもなる乗り物です。自転車事故の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、加入義務となりました。

自転車事故の  
高額賠償事例

9,521万円

※平成25年7月神戸地方裁判所

自転車利用中の事故により、他人をケガさせてしまった場合など、相手の生命または身体の損害を補償できる保険（自転車保険等）に加入していますか？  
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。（但し、点検日から1年以内のものに限る）



印西市では、下記の各社と協定を締結しております。

企業名(五十音順)	相談ダイヤル	ホームページ
損害保険ジャパン株式会社	サイクル安心コールセンター 03-4590-1519 土日祝日除く 9:00~17:00	<a href="https://www.sjnk.co.jp/">https://www.sjnk.co.jp/</a>
東京海上日動火災保険株式会社	カスタマーセンター 0120-868-100 年末年始除く 9:00~18:00	<a href="https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/">https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/</a>
明治安田生命保険相互会社	コミュニケーションセンター 0120-662-332 祝日及び年末年始除く 月~金 9:00~18:00 土日 9:00~17:00	<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/">https://www.meijiyasuda.co.jp/</a>

# 反射材を活用し 交通事故を未然に防ごう！

年末は、1年の中で日没が最も早く、日の出も遅いことから、夕暮れから夜間、早朝における交通事故が増加傾向にあります。特に夕暮れの時間帯は、ドライバーから道路を横断する歩行者や自転車を発見しにくいいため、交通事故が多発しています。ドライバーは、早めのライト点灯やハイビームをこまめに活用し、歩行者は、明るい服装や反射材を身につけ、ドライバーにあなたの存在をいち早く知らせましょう！

## 外出時の心がけ

- ◆通り慣れた道でも油断せずに外出したら車に十分注意しましょう！
- ◆遠回りでも信号機のある場所や横断歩道を渡りましょう！
- ◆信号が変わりそうなときは、次の青信号まで1回待ちましょう！
- ◆道路横断中は車の動き（特に左からの車）に注意しましょう！

## 夜歩いて出かけるときは…

- ①目立つ服の着用、反射材を着用しましょう！
- ②明るい道を選んで歩きましょう！
- ③光ってよく見えるように、渡る前は体を動かしましょう！
- ④近づいてくる車に注意しましょう！

## 夜自転車で出かけるときは…

- ①自転車の側面などに反射材を付けましょう！
- ②明るい場所を選んで走行しましょう！
- ③早めにライトを付けましょう！
- ④安全確認、安全通行を心がけましょう！



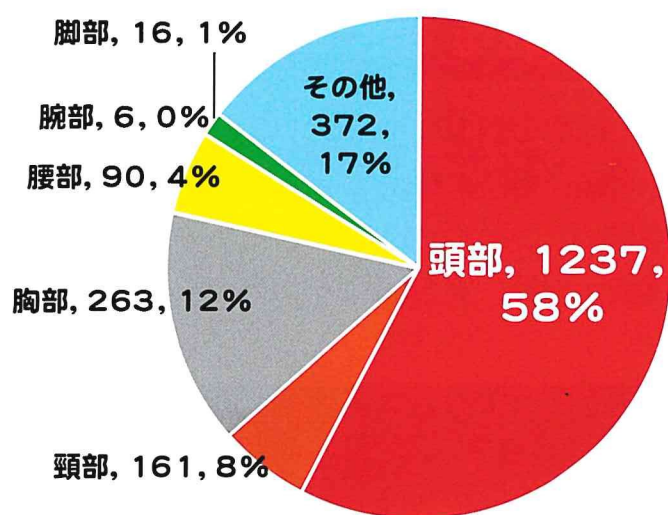
# 自転車を運転するときは ヘルメットを着用しよう！

市では、「印西市自転車の安全・安心利用に関する条例により、自転車乗車時のヘルメット着用を努力義務として定めているところではございますが、道路交通法の一部改正により、**令和5年4月1日より全国で自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務**となりました。但し、市条例につきましては、**幼児または児童へのヘルメット着用は義務**です。

自転車死亡事故の多くは、頭部損傷によるものです。いかに、自分が安全運転を心掛けていても、自分以外の要因で交通事故に巻き込まれる可能性は大いにあります。

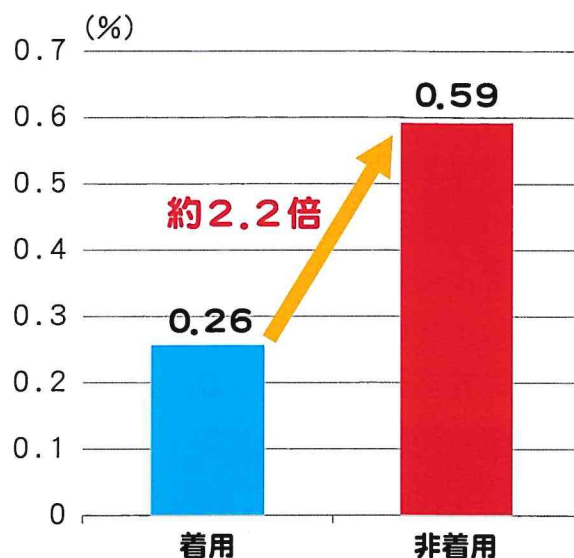
自転車を安全に利用するため、命を守るために自転車乗車時のヘルメットの着用をお願いします。

## 自転車乗用中死者の人身損傷主部位 (致命傷の部位)



(平成29年～令和3年合計)

## 自転車乗車中のヘルメット着用 状況別致死率



参考：警視庁ホームページ  
頭部の保護が重要です  
～自転車用ヘルメットと頭部保護帽～



印西市 市民部  
市民活動推進課 市民安全係  
TEL：0476-33-4435

### 3 消費生活センターのお知らせ

まわりの方々の見守りが、高齢者の  
消費者トラブルを防ぎます



消費者庁 消費者ホットライン 188  
イメージキャラクターイヤヤン

全国の消費生活センター（消費生活相談窓口）では、毎日高齢者を狙った消費者トラブルの相談が数多く寄せられています。その数は年々増加し、高額な被害の相談も相次いでいます。

このような消費者トラブルをくい止めるには、高齢者ご本人が問題意識を高めると共に、ご家族やまわりの方々に日頃から高齢者の様子を気にかけていただき、地域の諸機関と連携して、高齢者を見守ることが必要です。

おかしいな、こまったなと思ったら  
一人で悩まず相談しましょう。

印西市消費生活センター

市役所付属棟2階

月曜日～金曜日

9時30分～12時 / 13時～16時30分

 0476-42-3306



## 4 社会福祉課のお知らせ

【避難行動要支援者支援制度のお知らせ】



# 災害発生時の自力避難に不安がある方へ

地震や台風といった災害発生時に、市が小学校や中学校の体育館などに開設する避難所まで自力で避難することに不安がある方（例：日中に独居となるご高齢の方、妊娠中の方、乳幼児、外国人 など）は、市が作成する「避難行動要支援者同意者名簿」への登録をお勧めします。

⇒詳しくは、市役所下記担当部署までご連絡下さい。

### 名簿登録すると・・・

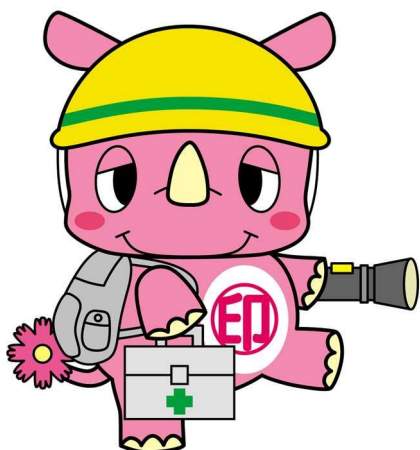
お住いの地域の自主防災組織・町内会等・民生委員や警察・消防など、災害発生時に避難支援を行う方々（＝避難支援等関係者）に名簿情報を提供し、名簿登録者と避難支援等関係者とが協力して避難方法などについての個別の計画を作成するなど、地域における名簿登録者に対する避難支援体制づくりを進めます。

また、日頃より、避難支援等関係者による声かけや見守り活動も行われます。

### 名簿登録するには・・・

名簿に登録するには、「平常時における避難行動要支援者名簿の提供同意書」を市役所社会福祉課に提出していただくことになります。

登録を希望される方には書類をご用意いたしますので、下記の担当部署にお問い合わせ下さい。



### 【担当部署】

〒270-1396 印西市大森2364-2

印西市福祉部社会福祉課厚生係

☎ 0476-33-4513（直通）

✉ syafukuka@city.inzai.chiba.jp

## ◎避難行動要支援者の避難支援

災害が発生した時などに、高齢者や障がいのある方など避難に時間を要する方々の避難支援誘導を迅速かつ的確に行うための制度です。町内会等の地域毎に要支援者の個別計画を作成し、災害発生時の安否確認や情報伝達、可能な範囲内での避難支援だけではなく、日ごろからの見守りを行います。

※詳しくは、次ページ以降の避難行動要支援者支援制度のお知らせ・平常時における避難行動要支援者名簿の提供同意書をご覧ください。

### 【申請先・相談窓口】

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の方<br/>福祉部高齢者福祉課生きがい支援係<br/>TEL 0476-33-4592</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいをお持ちの方<br/>福祉部障がい福祉課支援係<br/>TEL 0476-33-4136</li> </ul>       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児を保育中の方<br/>健康子ども部子育て支援課支援係<br/>TEL 0476-33-4640</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人の方<br/>企画財政部企画政策課政策推進係<br/>TEL 0476-33-4068</li> </ul>        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他支援を必要とする方<br/>福祉部社会福祉課厚生係<br/>TEL 0476-33-4513</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者制度に関すること<br/>総務部防災課危機管理室<br/>TEL 0476-33-4428</li> </ul> |

## ◎災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

市の指定の福祉避難所（市のホームページ参照）に加え、心身に衰えのある高齢者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方並びに養護者への災害時の安心・安全の確保に向け、福祉避難所として下記市内事業所と協定を結んでいます。

※下記事業所は、災害発生時の状況により、公共施設の避難所のみでは対応しきれない場合などに開設される避難所です。災害時に必ず開設されるわけではないのでご注意ください。

### 【受け入れ可能な事業所】

法人名	使用施設名	住所	電話番号
社会福祉法人 六親会	特別養護老人ホーム プレーゲ本塾	印西市笠神1620	97-0100
社会福祉法人 龍心会	特別養護老人ホーム ハートヴィレッヂ	印西市武西1269-1	47-1122
社会福祉法人 昭桜会	特別養護老人ホーム 印西	印西市草深225-5	40-6110
社会福祉法人 晴山会	特別養護老人ホーム 晴山苑	印西市大廻187	99-2522
社会福祉法人 印西地区福社会	特別養護老人ホーム みどり荘	印西市竜腹寺342-2	80-8800

## 平常時における避難行動要支援者名簿の提供同意書

フリガナ			
氏 名	男 ・ 女（※1）		
生年月日	T・S・H	年	月 日（満 歳）
住所または居所	〒 印西市		
お住まいの地域の 町内会・自治会等			
お住まいの地域を 管轄する自主防災会			
固定電話番号		携帯電話番号	
F A X 番号		メールアドレス	
避難支援を 必要とする理由	.....		

※1 戸籍上の区別とは別に、ご自身の主観によりご記入ください。

避難行動要支援者は、印西地区消防組合・印西警察署・避難支援等関係者への平常時からの情報提供に同意することによって、災害発生時における避難行動の際の支援を受けられる可能性が高まりますが、被災状況や災害の規模によっては、支援を受けられない可能性もございます。

また、この制度は避難支援を行う者に法的な責任や義務を負わせるものではありません。

上記の内容を理解したうえで、避難の支援や安否の確認及び災害からの救助のために、私の情報（氏名、生年月日、性別、住所または居所、避難支援を必要とする理由、連絡先等）を印西地区消防組合・印西警察署・避難支援等関係者に提供することに同意します。

（記入日） 令和 年 月 日

印西市長 様

氏 名

\_\_\_\_\_

（代筆者の住所・氏名・  
要支援者との関係）

氏名

住所

間柄

※避難行動要支援者個別計画の作成等のために、避難支援等関係者が訪問調査を実施することがございます。

※自書によることができない場合は、生活支援者（ご家族や日頃のお世話をしてくれている人）による代筆も有効といたします。

## 6 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民の参加による自主的な福祉活動を推進する公共性・公益性の高い社会福祉法人で、住民が安心して暮らせるコミュニティづくりと地域福祉の推進を図っていく組織です。

### ■社会福祉協議会の主な仕事

#### ◎在宅福祉サービス事業

介護用具貸出事業	車イス、療養ベッド（搬出入費用は自己負担）を必要な方に貸出します。
ゆうゆうサービス	高齢者や障害者、ひとり親世帯、子育て世帯の日常生活で、家事などにお困りの時、ボランティア精神に基づいた地域住民がサービスを提供する会員制の在宅福祉サービスです。（有償）
ふれあい給食	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、70歳以上の高齢者世帯を対象に、市内8地区で月に1度、会食または配食を実施します。（一部負担あり）
ワンコインサービス	高齢者世帯等の日常のちょっとした困りごと（電球交換、ごみ出し、郵便物投函等）にボランティアが対応します。（100円又は500円）。
福祉車両貸出事業	普通車両の乗降が困難な方を抱える家族に対して、車イスごと乗車可能な福祉車両を貸し出します。（1kmにつき30円）

#### ◎介護保険サービス事業

指定居宅介護支援事業	要介護認定を受けた方またはそのご家族が安心して福祉サービスを受けることができるように介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。
指定訪問介護事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	介護保険事業の対象となる方に、必要な生活援助サービスや身体介護サービス等を提供するホームヘルパーを派遣します。

#### ◎障害福祉サービス事業

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、要介護状態にある方に対して日常生活が営めるよう生活全般の援助を行います。
--

#### ◎市の委託事業

外出支援サービス	公共交通機関を利用しての移動が困難な方を対象に、医療機関や公共機関への外出支援を行います。（P11参照）
介護支援ボランティア制度	介護支援ボランティアで活動する方の登録受付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理等を行います。（P18参照）
視覚障害者支援事業	視覚が不自由な方や高齢のために読むことに不自由されている方に、広報「いんざい」等を音訳（音声）したCDの貸出しを行います。
生活困窮者自立支援事業	暮らし、仕事、生活費など生活していく上で、困っていることや悩んでいることについて、相談支援員が相談に応じ、寄り添って支援します。 【窓口】いんざいワーク・ライフサポートセンター 印西市大森2551-4 専用電話：85-8267
生活支援体制整備事業	地域における生活支援サービスの提供体制を整備するため、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の開発、多様な主体による多様なサービスの提供体制やネットワークを構築します。
成年後見推進事業 （成年後見支援センター）	成年後見制度の利用を促進することを目的に、出前講座や講演会等による周知啓発、相談対応、相談会の開催や申立てに関する支援、市民後見人の養成や支援を行います。
中央老人福祉センター	住み慣れた地域で安心して元気に暮らしていけるように健康増進や教養、レクリエーション活動の場を提供します。（P23参照）

## ◎法人後見事業

法人後見事業	認知症、知的障がい及び精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の後見人等を法人として受任することにより、被後見人等の財産管理、身上監護を行います。
--------	--

## ◎貸付事業

生活福祉資金 (実施主体：千葉県社会福祉協議会)	障害者等福祉用具購入費、療養・介護等の資金として、比較的所得が少ない世帯や障害者・高齢者並びに離職者の生活向上のため、低金利で資金を貸し付け。利用目的により限度額・返済期間が変わります。
不動産担保型生活資金 (実施主体：千葉県社会福祉協議会)	一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯の自立を支援するため、生活資金を貸し付けします。
小口資金貸付	低所得世帯対象の小口資金貸付です。民生委員の意見書が必要です。

## ◎日常生活自立支援事業

福祉サービス利用援助、 財産管理・保全サービス、 弁護士等紹介サービス	高齢や障がいで日常生活に不安のある方に、福祉サービスの手続き援助や、公共料金の支払い代行、通帳・権利書等の保管サービスを行うほか、必要に応じて弁護士や社会福祉士等の紹介を行います。
---	--

## ◎社会福祉協議会支部事業

市内を8つの地域に分けて支部を設置し、それぞれの地域性を活かし、地域の方々が地域の団体等と連携して事業を行っています。(令和5年度実施事業)

木下支部	木下茶友会、バスハイク、木下小児童との交流、ふれあい給食、木下小児童下校時見守り活動
小林支部	すずかけの茶話会、バスハイク、地域見守り活動、さくら会食会
大森・永治支部	いも煮会、ひまわりサロン、バスハイク、ふれあい給食、子ども食堂、学習支援、地区交流会
船穂・そうふけ支部	ふれあいサロン、ふれあい交流会、ふれあい給食、小学校世代間交流(花壇整備)、小学校見守りパトロール
ニュータウン中央北支部	よつば茶房、バスハイク、地域の学校との交流会、ふれあい麻雀教室、地域住民向けの研修会、よつば昼食会、健康講座(モルック)
ニュータウン中央南支部	だんだんの集い、スマホ講座、だんだんカフェ、だんだんランチ、健康麻雀
印旛支部	サロン「ほっと」、サロン「いにはの」、ほっこり会食会、バスハイク、健康麻雀教室、買物バスツアー、ふれあい給食
本埜支部	ふれあいサロン、健康ウォーキング、バスハイク、買い物支援バス、みんなのカフェ、ふれあい給食、しあわせ農園、もとの応援米(生活困窮世帯への支援)、WiSH(生理の困窮への対応)、健康マーじゃん

◎心配ごと相談…毎週水・金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前10時～12時、午後1時～3時。

ただし、第一金曜日は翌日土曜日に開所

◎ボランティアセンター(TEL 42-0294。毎週火曜日～土曜日・午前9時～午後4時)

ボランティアをしたい方、ボランティアを頼みたい方の調整や各種養成講座の開催など。

### 【お問い合わせ】

■印西市社会福祉協議会(印西市竹袋614-9)

TEL 42-0294 Fax 42-0338 ホームページ <http://www.inzaishakyo.jp/>

## 7 成年後見制度に関する事業

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない方の権利を守るために、成年後見人等が本人に代わって財産を管理したり、福祉サービスの契約を締結したりすることによって、本人を支援する制度です。

### < 印西市成年後見支援センター >

印西市成年後見支援センターは、成年後見制度に関する相談窓口です。

#### <概要>

成年後見制度に関する相談、周知・啓発活動、申立て支援、市民後見人の養成・支援等を行っています。

【所在地】：印西市竹袋614-9（印西市総合福祉センター内）

【開所時間】：8時30分～17時15分（土日祝日・年末年始は休み）

【電話】：0476-42-0294

#### <相談会>

成年後見制度に関することや手続きについて、弁護士や司法書士が無料で相談を受ける相談会を開催しています。

【対象者】：市内在住又は在勤の人 【相談時間】：1組45分程度

【定員】：各回2組（要予約）

【申込先】：印西市成年後見支援センターまでお電話ください。



成年後見相談会日程表

開催日		会場		時間
令和6年	5月 28日(火)	総合福祉センター	相談室2	①13:30～ ②14:30～
	6月 25日(火)	中央駅前地域交流館	展示室	
	7月 23日(火)	総合福祉センター	相談室2	
	8月 27日(火)	そうふけ公民館	会議室	
	9月 24日(火)	総合福祉センター	相談室2	
	10月 22日(火)	ふれあいセンターいんば	ボランティアルーム	
	11月 26日(火)	総合福祉センター	相談室2	
	12月 24日(火)	原山サザンプラザ	集会室1	
令和7年	1月 28日(火)	総合福祉センター	相談室2	
	2月 25日(火)	小林コミュニティプラザ	集会室3	
	3月 18日(火)	総合福祉センター	相談室2	

#### 成年後見制度利用支援事業

成年後見人等の報酬の助成を行っています。対象者は、所得が不十分で成年後見人等への報酬を支払うことが困難な方です。報酬助成の要件や助成の上限額等がありますので、ホームページでご確認いただくか下記へお問い合わせください。

申請書はホームページからダウンロードできます。

#### 【問合せ先】

相談窓口	所在地	電話番号	FAX
高齢者福祉課 包括支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4593 (直)	40-3881



令和6年度

# いんざい保健センターだより

保存版

## おとなの健(検)診

各種健(検)診の対象年齢は令和7年4月1日時点の満年齢です。



### 健(検)診を受けるには受診券と予約が必要です

予約には受診券が必要です。健(検)診の予約は先着順ですので  
**受診券の申し込みはお早めに!**



※予約期間が過ぎてしまったら[問い合わせ先](#)のAへお電話ください。

### ■ 集団検診の予約期間

検診名	予約期間
胃がん、大腸がん、肺がん・結核	6月5日(水)～7月1日(月)
子宮頸がん	6月3日(月)～7月1日(月)
乳がん	6月3日(月)～8月30日(金)

## ■ 各種健(検)診一覧表

※特定健康診査、後期高齢者健康診査は受診券不要です。該当者へは問診票を郵送します。  
※予約方法に関しては、受診券同封の説明書でご確認ください。

### 受診券が必要な健(検)診 表1

健(検)診	対象	方法※1	自己負担額	実施期間
肺がん・結核検診(胸部レントゲン)	40歳以上の人	集団	300円	9月～11月
大腸がん検診(便潜血反応検査)	40歳以上の人	集団	300円	
胃がん検診(バリウム検査)	40歳以上の人	個別	2,000円	6月1日～12月16日
		集団	1,000円	9月～11月
子宮頸がん検診(子宮頸部細胞診)	20歳以上の女性	個別	1,500円	6月1日～12月16日
		集団	1,000円	9月～11月
乳がん検診	30～39、40、42、44、46、48歳の女性	個別(超音波)	1,100円	6月1日～12月16日
		集団(超音波)	800円	10月～12月
	41、43、45、47、49歳の女性	個別(マンモ2方向または超音波)	1,100円	6月1日～12月16日
		集団(マンモ2方向)	800円	10月～12月
50歳以上の女性	個別(マンモ1方向または超音波)	1,100円	6月1日～12月16日	
	集団(マンモ1方向)	800円	10月～12月	
前立腺がん検診(血液検査)	50歳以上の男性	個別	700円	6月1日～12月16日
節目健(検)診☎ 骨粗しょう症検診(レントゲン)	20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の女性	個別	1,000円	6月1日～12月16日
節目健(検)診☎ 口腔疾患健診	30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の人	個別	500円	6月1日～12月16日
節目健(検)診☎ ※40歳のみ 肝炎ウイルス検診(血液検査)	40歳の人、41歳以上の未受診者	個別	600円	6月1日～12月16日
		集団	300円	6月～12月
39歳以下健康診査(身体計測、検尿、採血等) ※他で健診を受ける機会のない人	19歳以上39歳以下の人	個別	1,500円	6月1日～12月16日
		集団	1,100円	6月～12月

- ・過去2年間に印西市で健(検)診を受けたことがある
- ・令和6年の健(検)診の申し込みをした

いいえ

- ・節目健(検)診対象者 表1 節目健(検)診☎
- ・無料クーポン対象者 表3 ☎
- ・35歳～39歳の国保加入者である

いいえ

### 受診券を郵送します 表2

(39歳以下健康診査、肝炎ウイルス検診の希望者には問診票も郵送します。)

### 受診券の申し込みが必要です

#### 受診券申し込み方法

##### ●電子申請

- ◆右の二次元バーコードを読み取ります。
- ◆印西市公式ホームページから「健康・医療・福祉」⇒「健康・医療」⇒「おとなの健(検)診」⇒『「受診券」について』をクリックします。アクセスしたら、「申し込み方法」で該当する年齢を選んでください。申し込み画面に移ります。

市ホームページ「受診券」について



##### ●窓口または郵送

中央保健センター 〒270-1327 大森2356-3  
※郵送の場合は①～⑤を明記し、切手を貼ってお送りください。

- ①受診券希望 ②郵便番号・住所 ③氏名
- ④生年月日 ⑤電話番号

◎印西市から転出した場合、印西市の健(検)診は受けられません。

### 受診券発送目安 表2

申し込み日	発送目安
4月12日(必着)	5月下旬発送
4月13日以降	5月下旬から随時発送

### 無料クーポン対象者 表3 ☎

検診名	年齢	生年月日
子宮頸がん	21歳	平成15年4月2日～平成16年4月1日
	31歳	平成5年4月2日～平成6年4月1日
乳がん	41歳	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日

- ▶対象者には「受診券」と「クーポン券」を5月下旬頃に別々で郵送します。
- ▶転入者へのクーポン発行について  
転入者で、前住所地のクーポン券を使用して、がん検診を受診していない人は、印西市のクーポン券を発行しますので、[問い合わせ先](#)のAへご連絡ください。

### 受診券が不要な健診

健(検)診	対象	方法※1	自己負担額	実施期間
特定健康診査(検尿、採血等)	40歳～74歳の印西市国民健康保険加入者※2	個別	1,500円	6月1日～12月16日
		集団	1,100円	6月～12月
後期高齢者健康診査(検尿、採血等)	後期高齢者医療制度加入者※2	個別	無料	6月1日～12月16日
		集団	無料	6月～12月

※1「方法」のうち「個別」は委託医療機関で実施。「集団」は市内公共施設等で実施。  
※2 令和7年3月31日時点で満年齢の人

### 問い合わせ先

- A. 健(検)診の内容・受診券について 健康増進課 健康支援係 健(検)診専用ダイヤル ☎0476-40-2600(平日9:00～17:00)
- B. 特定健康診査の受診資格・問診票の発行について 国保年金課 給付係 ☎0476-33-4464(平日8:30～17:15)
- C. 後期高齢者健康診査の受診資格・問診票の発行について 国保年金課 高齢者医療年金係 ☎0476-33-4470(平日8:30～17:15)

## 令和6年4月1日に 「こども家庭センター」を設置します

家庭支援・児童福祉

妊産婦・乳児とその保護者支援、  
給付金

乳幼児健診・各種相談

### こども家庭センター

機能が統合され、市内にお住いのすべての妊産婦、こども、子育て世帯へ一体的な相談支援を行う機関です。母子保健と児童福祉の専門的な知識を有する職員がそれぞれ連携・協力しながら、お子さんとそのご家庭に寄り添ったきめ細かい支援を提供します。

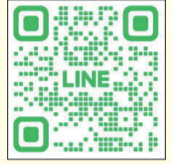
## 印西市妊娠子育て相談 「こまつな」LINE

妊娠子育て相談「こまつな」は「こまる前につながる」がコンセプト。

「電話で聞くほどじゃないけど…」な、ちょっとしたお困りごとでもお気軽にご利用ください。

メッセージは24時間365日入力可能。祝日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間で順に返信します。

- 公式アカウント名  
印西市妊娠子育て相談  
「こまつな」LINE
- ID検索  
@443xtclt



## 母子健康手帳の交付

※母子健康手帳の交付には、前日の午前8時30分までに予約が必要です。詳細は「いんざい子育てナビ」をご覧ください。  
※出産応援給付金申請の説明も併せて行います。時間に余裕をもってお越しください。

- \*対象・・・印西市に住民登録があり、医師から妊娠と診断された方
- \*持ち物・・・本人確認ができる身分証明書
- \*留意事項・・・できるだけ妊婦さんご本人がお越しください。  
母子健康手帳を代理人の方へ交付する場合には、委任状が必要です。  
出産応援給付金の給付には妊婦さん本人との面談が必要です。

いんざい子育てナビ  
(妊娠の届出及び  
母子健康手帳の交付)



©いんざい君

## プレママクラス

※詳細は「いんざい子育てナビ」をご覧ください。

- \*対象・・・初産婦さん(妊娠6か月～8か月の方)
- \*会場・・・ふれあいセンターいんば
- \*定員・・・歯科栄養編 24組  
プレ育児編 20組
- \*持ち物・・・母子健康手帳、筆記用具
- \*内容・・・①歯科栄養編(1回目)13:30～15:00 (受付13:15～)  
②プレ育児編(2回目)13:00～、14:30～  
予約された時刻にお越しください。  
①②セットでのお申し込みをお勧めします。

いんざい子育てナビ  
(プレママクラスの  
ご案内)



## 予防接種

▽定期予防接種は印西市予診票を持参し委託医療機関で受けて下さい。市内委託医療機関は市のホームページ等でご確認ください。  
▽市外で接種する場合は、「千葉県医師会」のホームページで県内定期予防接種相互乗り入れの協力医療機関かどうか確認してください。  
▽ワクチンの在庫状況は、医療機関ごとに異なります。予約の有無やワクチンの在庫については、医療機関にご確認ください。  
▽長期間の里帰り等により、千葉県外での予防接種を希望する場合は、必ず予約をとる前に中央保健センターへご連絡ください。  
▽対象年齢または接種期間を過ぎた場合は、任意接種(全額自己負担)となります。

### 子ども

- ▽出生届出時にお渡ししている『子どもガイドブック』に予防接種予診票がつづられています。詳細は、子どもガイドブックをご確認ください。
- ▽19歳以下の転入者は母子健康手帳を持参のうえ、「転入者用 予防接種・乳幼児健診実施状況届」を保健センター(中央・印旛)に提出してください。(様式は市のホームページでもダウンロードできます)

転入者用の  
手続きは  
こちらから



#### 《日本脳炎第2期》《二種混合(DT)第2期》

日本脳炎第2期は9歳になる頃、DT第2期は11歳になる頃に個別通知します。  
委託医療機関や接種期間などは、予診票同封の案内文をご参照ください。

#### 《日本脳炎経過措置の日本脳炎第1期、第2期》

平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満の人で、接種の差し控えにより接種を逸した人は定期予防接種の対象となります。

#### 《HPV(子宮頸がん予防)ワクチン》

令和6年度は、定期接種対象者である小学6年から高校1年相当の平成20年4月2日から平成25年4月1日生まれと、キャッチアップ接種対象者である平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれです。有効性と副反応等についてをよく理解し、受けてください。

詳細は市ホームページでご確認ください。

#### HPV(子宮頸がん予防)ワクチン



市ホームページ



厚労省  
ホームページ

### おとな

- ▽転入した人で、下記定期予防接種の対象であって、まだ接種していない人は健康増進課までご連絡ください。
- ▽詳細は、個別通知の案内文をご参照ください。

#### 《高齢者肺炎球菌》《高齢者インフルエンザ》

対象者には、高齢者肺炎球菌は65歳になる前月、高齢者インフルエンザは9月末頃に個別通知します。

#### 《新型コロナワクチン》

詳細が決まり次第、広報等でお知らせします。

#### 《風しん抗体検査及び第5期風しん予防接種》

令和5年度までに無料クーポン券の利用確認ができていない対象者には、**令和6年4月以降に無料クーポン券を発送**します。詳細は、個別通知をご参照ください。

風しん抗体検査  
及び第5期  
風しん予防接種



厚労省  
ホームページ



## 子どもの健診・相談

印西市で行なっている健診・相談は下記の表のとおりです。  
☆健診時期が近くなりましたら、封書等でお知らせいたします☆



名称	方法	内容	準備するもの	備考
こんにちは 赤ちゃん訪問	個別	1.身体計測 2.母乳・育児相談 3.予防接種について 4.子育て応援給付金について	・母子健康手帳 ・子どもガイドブック	・母子健康手帳別冊にとじ込んであるお誕生お知らせカード（出生通知書ハガキ）を郵送するか、窓口へ提出してください。又は、ハガキ内の二次元バーコードから申請してください。 ・子育て応援給付金の申請書をお渡します。
3～6か月健康診査	個別	1.身体計測 2.医師による診察ほか ※受診票に記載された項目について無料で受診できます。	・母子健康手帳 ・母子健康手帳別冊 (乳児健康診査受診票が綴られています)	・県内の医療機関でのみ受けることができます。 ・3か月～満7か月になる日の前日まで受診できます。 ・転入された方は、印西市発行の母子健康手帳別冊への差し替えが必要です。
ころころ相談 (4～6か月頃)	集団	1.助産師、保健師との個別相談 2.身体計測(希望者)	・母子健康手帳 ・ころころ相談票 ・バスタオル(身体計測希望者)	・対象の時期に市から通知します。 ・ブックスタート事業も同時に開催しています。
もぐもぐ教室 (6～8か月頃) かみかみ教室 (9～12か月頃)	集団	1.離乳食や歯の講話、試食 2.身体計測(希望者) 3.個別相談(希望者)	・母子健康手帳 ・バスタオル(身体計測希望者)	・相談を希望される方は、市広報及びホームページ等で日程や最新情報を確認しWEBからお申込みください。 ・要予約、定員制です。
オンライン離乳食教室 (5～8か月頃)	集団	1.離乳食や歯の講話・調理デモ 2.質問コーナー	・パソコン、スマホ、タブレット等	いんざい 子育てナビ▶ 
9～11か月 健康診査	個別	1.身体計測 2.医師による診察ほか ※受診票に記載された項目について無料で受診できます。	・母子健康手帳 ・母子健康手帳別冊 (乳児健康診査受診票がつづられています)	・県内の医療機関でのみ受けることができます。 ・9か月～満1歳になる日の前日まで受診できます。 ・転入された方は、印西市発行の母子健康手帳別冊への差し替えが必要です。
1歳6か月児健診 (1歳6～8か月頃)	集団	1.身体計測 2.内科健診	・母子健康手帳 ・1歳6か月児健康診査健診票 ・バスタオル	・対象の時期に市から通知します。 ・診察しやすい服装でお越しください。
	個別	1.歯科健診 2.フッ化物塗布(希望者)	・母子健康手帳 ・1歳6か月児歯科健康診査受診票 ・歯ブラシ(フッ化物塗布希望者)	・受診票は集団健診会場で配布します。 ・指定の歯科医院に予約の上受診してください。 ・有効期限内に受診してください。
2歳児歯科健診 (2歳6か月頃)	個別	1.歯科健診 2.フッ化物塗布(希望者)	・母子健康手帳 ・2歳児歯科健康診査受診票 ・歯ブラシ(フッ化物塗布希望者)	・対象の時期に市から通知します。 ・指定の歯科医院に予約の上受診してください。 ・有効期限内に受診してください。
3歳児健診 (3歳5～7か月頃)	集団	1.身体計測 2.眼科(屈折・眼位)検査 3.尿検査 4.内科健診	・母子健康手帳 ・3歳児健康診査健診票 ・お子さまの尿	・対象の時期に市から通知します。 ・診察しやすい服装でお越しください。 ・事前に郵送した視力検査、聴力検査をご家庭で実施してからお越しください。 ・尿はご家庭で採取してください。
	個別	1.歯科健診 2.フッ化物塗布(希望者)	・母子健康手帳 ・3歳児歯科健康診査受診票 ・歯ブラシ(フッ化物塗布希望者)	・受診票は集団健診会場で配布します。 ・指定の歯科医院に予約の上受診してください。 ・有効期限内に受診してください。
5歳児相談 (4歳児の学年)	個別	4歳児の保護者へ困り感に関するアンケートを実施 ※希望者に個別面談		・対象者には秋頃から個別通知します。 ・困り感や発達条件を踏まえ、就学後に困らないよう就学に向けて具体的な助言を行います。

### 健診の受け方と注意事項

1. 健診には有効期限が定められているものやあらかじめ予約が必要なもの、受ける際に注意が必要なものがあります。健診を受けようとする前に、注意事項などを必ず確認しておきましょう。
2. 乳幼児健康診査は、母子保健法により定められている大切な健診です。必ず受診しましょう。
3. 母子健康手帳への記録はお子さんの大切な記録とともに、健診の際に必要な情報です。母子健康手帳の各健診左側ページ「保護者の記録」へ記入しましょう。

★健診を受けることができない場合は、中央保健センター ☎0476-29-5133 まで必ずご連絡ください。

★掲載内容は、令和6年3月15日時点のものです。最新情報は市ホームページや通知等でご確認ください。

### ■休日や夜間、子どもの具合が急に悪くなったら

印旛市郡小児初期急病診療所(佐倉市健康管理センター内)

◎診療時間(受付は診療終了時刻の15分前までです)

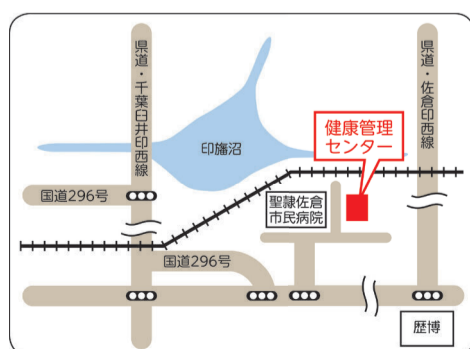
平日、土曜日…19時～23時

日曜日、祝日、年末年始…9時～17時、19時～23時

◎問い合わせ

受付時間内 ☎043-485-3355

※お子さんの急な病気などで病院を受診したほうが良いのか心配なときは、看護師や小児科医がアドバイスをしてくれる「こども急病電話相談(☎#8000(局番なし)または☎043-242-9939毎日19時～翌朝8時)」をご利用ください。



### ■休日や夜間の急病・救急病院

休日や夜間の急病・救急病院については、印西地区消防組合消防本部指揮指令課(☎0476-46-9981)へ、直接お問い合わせください。病院に行くか、救急車を呼ぶか迷ったら「救急安心電話相談(☎#7119(局番なし)または☎03-6810-1636平日・土曜日18時～翌朝8時、日曜日・祝日・年末年始・GW9時～翌朝8時)」をご利用ください。

### かかりつけ医・歯科医・薬局を持ちましょう!

あなたの日頃の健康状態を把握してくれているかかりつけの医師、歯科医師、薬局(薬剤師)を持つことで、ちょっとした異変でも早期に発見し、病気の進行を食い止めることができます。


■市内の医療機関(医科) ※五十音順 ※市外局番(0476) ※年末年始などの時期は医療機関のHP等をご確認ください。

名称	電話番号	所在地	診療科目	休診日
安孫子内科胃腸科クリニック	42-2649	大森3417-2	内科、胃腸科	水・日・祝/土の午後
あんべこどもクリニック	80-9611	竜腹寺350-2	小児科、アレルギー科 ※水の午前は予防接種のみ実施	祝/日(第2・4・5週)/水の午後/日(第1・3週)の午後
いしばし内科クリニック	80-5180	鎌苅2092-1	内科、循環器内科、小児科	木・日・祝/土の午後
岩井内科クリニック	46-7665	高花5-1-1	内科、胃腸科、循環器科 ※診療は電話予約制	水・日・祝/金・土の午後
いんざいさくらクリニック	85-4700	原1-2(ビッグホップ内)	内科、小児科、訪問診療、腎臓内科、人工透析	火・日・祝/土(第1・3・5週) ※人工透析は火・土・祝休みなし
印西診療所	42-5011	大森2550-10	内科、外科、胃腸外科、小児科、呼吸器内科、循環器内科、泌尿器科	日・祝/金・土の午後
いんざい整形外科クリニック	85-8001	西の原5-12-2	整形外科、リハビリテーション科	土・日・祝
印西総合病院	33-3000	牧の台1-1-1	婦人科、小児科、小児外科、内科、整形外科、外科、リハビリテーション科、皮膚科、循環器内科、耳鼻咽喉科、神経内科、泌尿器科、脳神経外科、呼吸器内科、眼科、麻酔科、形成外科、心臓血管外科	日・祝
印西そよがせ内科・呼吸器内科	37-6700	西の原5-12-1印西クリニックビル1F	内科、呼吸器内科	日・祝/火・土の午後
内野診療所	46-3621	内野1-5-5	内科、循環器科、呼吸器科、小児科、泌尿器科、皮膚科	水・祝/土・日の午後
おかにわクリニック	47-2100	草深1203-9	アレルギー科、小児科、内科、皮膚科	木・日・祝/土の午後
亀谷アイクリニック	94-5130	鎌苅2004-12	眼科(主に手術専門) ※完全予約制	土・日・祝
木刈クリニック	46-8707	木刈4-3-2	内科、胃腸科、外科	火・日・祝/木・土の午後
キャプスクリニック千葉ニュータウン中央	36-7275	中央南1-8千葉ニュータウン中央駅前センタービル1F	小児科	なし(土・日・祝も診療)
コスモス皮膚科	47-0011	中央北1-1 APOLLO PLANT MALL 2F	一般皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科、美容皮膚科、形成外科	祝/火曜(第2・4週)・日曜(第2・4週)/木の午前 ※学会で変更あり
斉藤おとな&こども眼科クリニック	47-0303	高花5-1-3	眼科	日・祝/木・土の午後
斉藤おとな&こどもクリニック	47-0099	木刈4-3-4	外科、胃腸科、肛門科、整形外科、リハビリテーション科、内科、皮膚科	金・祝/木・日の午後
すこやか内科クリニック印西	33-6585	戸神604-16	一般内科、糖尿病内科、腎臓内科	月・日・祝/土の午後
すずき小倉台医院	47-3766	小倉台4-12	内科、呼吸器内科、小児科、アレルギー科	水・日・祝/土の午後
鈴木整形外科	47-0771	高花5-1-2	整形外科、理学療法科、皮膚科	木・日・祝/土の午後
スマイル心療内科クリニック	85-5001	牧の原3-4-30	心療内科、精神科、一般内科	日
清宮クリニック	33-3077 47-7600 (予約専用)	西の原3-12-1	内科、循環器内科、呼吸器内科 ※診療は電話・WEB予約制	木・日・祝
千葉新都市ラーバンクリニック	40-7711	草深138	脳神経外科、脳神経内科、泌尿器科、糖尿病・代謝内科、循環器内科、消化器科、リハビリテーション科、総合診療科	日・祝/土の午後
千葉ニュータウン駅前こどもクリニック	85-5511	中央北1-1 APOLLO PLANT MALL 2F	小児科、アレルギー科	火・日・祝
千葉ニュータウン駅前耳鼻咽喉科クリニック	40-1133	中央北1-1 APOLLO PLANT MALL 2F	耳鼻咽喉科、アレルギー科、小児耳鼻咽喉科	水・日・祝
千葉ニュータウン駅前腎臓クリニック	37-3000	中央南1-8千葉ニュータウン中央駅前センタービル1F	内科、腎臓内科、人工透析内科	日・祝
千葉ニュータウン駅前つかだクリニック	48-2000	中央北1-1 APOLLO PLANT MALL 2F	内科、乳腺外科、消化器内科	水・祝/日(第1・3・4・5週)
千葉ニュータウンクリニック	46-4744	内野1-5-1	外科、胃腸科、整形外科、泌尿器科、肛門科、内科	木・日・祝/月・火・水・金・土の午後
千葉ニュータウンサザンクリニック	85-4744	中央南1-7-4	内科、血液内科、胃腸内科、消化器内科、内視鏡内科	木・日・祝/土の午前
千葉ニュータウン中央ヒフ科クリニック	94-5805	中央南2-2-1(フォルテ千葉ニュータウン2F)	皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科、美容皮膚科	水・木
千葉ニュータウンレディースクリニック	47-2227	中央北2-1-3(サンクタス千葉ニュータウン中央1F)	産科、婦人科	日・祝
千葉北総内科クリニック	40-7431	草深2221-3	内科、人工透析内科、腎臓内科	火・日・祝/木・土の午後
つがねさわ医院	80-3616 80-3622 47-3387	平賀1870-3	内科、神経内科、糖尿病・内分泌内科、消化器内科	水・日・祝/土の午後 ※午前は予約制
つちや耳鼻咽喉科医院	050-5533-8724 (予約専用)	草深1203-10	耳鼻咽喉科	木・日・祝
DKスポーツ&整形クリニック	98-1711	平賀3780	リハビリテーション科、整形外科	木
豊田眼科	47-4714	中央北3-2(イオンモール モール棟2F)	眼科	水・日
奈良整形外科	46-9011	草深1204-4	整形外科	日・祝 ※木は往診のみ
西佐倉印西病院	99-0261 99-0262 99-0406	岩戸1844-10	精神(神経)科、神経内科、内科	日・祝
日本医科大学千葉北総病院	99-1111	鎌苅1715	循環器内科、脳神経内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌代謝内科、消化器内科、呼吸器内科、小児科、放射線科、メンタルヘルス科、皮膚科、外科・消化器外科、乳腺科、心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、眼科、女性診療科・産科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、麻酔科、形成外科、リハビリテーション科、緩和ケア科	日・祝
はぐくみBaby&Kid'sクリニック	85-6492	西の原5-12-2	小児科	木・日・祝
ばんどろクリニック	37-8877	竜腹寺349-1	内科、内視鏡内科、外科、消化器内科、肝臓内科、肛門科 ※時間帯予約制有り	日・祝/土の午後
皮膚科伊藤医院	42-2645	木下1509-45	皮膚科	木・日・祝/金の午前・土の午後
ふじた皮フ科医院	80-8081 050-5893-8052 (予約専用)	竜腹寺350-2	皮膚科 ※完全予約制	水・日・祝/土の午後
北総メンタルクリニック	—	中央北1-1 APOLLO PLANT MALL 2F	心療内科、精神科 ※お問い合わせ先はクリニックのホームページをご確認ください	水・日・祝/火の午後
牧の里クリニック	97-1321	小林北2-6-14	胃腸科、外科、内科、肛門科、整形外科、理学療法科、レントゲン科、糖尿病専門外来	水・日・祝/土の午後
牧の原いとうクリニック	47-5011	原4-1	内科、小児科、外科、神経外科、神経内科	水・日・祝
牧の原眼科クリニック	37-3020	牧の原1-3(牧の原モア内)	眼科	火・祝/日(第2週)
牧の原なのはな耳鼻咽喉科	45-1187	草深2220-31	耳鼻咽喉科、アレルギー科	木・日・祝/土の午後
マハナレディースクリニック	37-5812	原1-2(ビッグホップ内)	産婦人科 ※診療は電話(診療時間内)・WEB(24時間)予約制	木
みらいウィメンズクリニック	40-1200	原4-2-2	産婦人科、麻酔科	日/祝(不定期)
めぐみこころのクリニック	37-7522	原1-2(ビッグホップ内)	心療内科、精神科、老年精神科	木・日・祝 ※金の午前は施設訪問
もとの金城クリニック	97-7333	竜腹寺350-2	内科、循環器科	水・日・祝/土の午後
ラーバン駅前クリニック	36-5196	中央北2-1-3(サンクタス千葉ニュータウン中央1F)	一般内科、循環器内科、頭痛外来、糖尿病外来、消化器内科、泌尿器科	日・祝/土の午後

■市内の医療機関(歯科) ※五十音順 ※市外局番(0476) ※年末年始などの時期は医療機関のHP等をご確認ください。

名称	電話番号	所在地	休診日
いづつか歯科クリニック	47-1179	草深2419-9	木・日・祝
いだいまえ歯科医院	80-5585	鎌苅2092-1	木・日・祝
岩戸歯科医院	99-1532	岩戸1680	水・木・日・祝/月・火・金・土の午後
いんざい歯科医院	42-0648	木下1632	木・日・祝
印西歯科クリニック	48-1186	中央北3-1-1(イオンモール イオン棟3F)	水・日・祝
印西牧の原歯科	36-8991	原1-1-7	火・日・祝
印旛日本医大前佐藤歯科	98-0403	若藪3-19-10	木・日・祝
うちだ歯科	36-7887	大森2454-3	木・日・祝
大越歯科医院	42-2097	大森4470-14	木・日・祝
大沢歯科医院	97-6431	小林北5-1-2	木・日・祝/水(不定期)
おがわ歯科	33-3190	草深2330-2	火・日・祝
ガーデンモール印西歯科	48-2118	原1-2(ビッグホップ内)	水/日の午後
かめだ歯科医院	47-1441	草深1084-1 ※5月1日より草深259-12に移転予定	水・日・祝
川村歯科医院	97-1001	小林浅間1-3-7	木・日・祝/土の午後
きおろし歯科	42-7881	木下698	日・祝/月・火・水・木・金・土の午後
きかり歯科医院	46-3666	木刈4-3-3	金・祝
グリーン歯科	42-0877	小倉683-4	木・日・祝
クローバー歯科	47-1313	小倉台4-11	水・日
ココロデンタルクリニック	46-7711	武西学園台1-3-65	日・祝
コスモス三國歯科	42-0008	大森2552-9	木・祝
杉田歯科医院	97-2220	小林北2-2-1	木・日・祝
鈴木歯科クリニック	33-6990	西の原2-2-1	水・祝
高花歯科クリニック	46-8241	高花5-2-1	木・日・祝
滝野歯科医院	80-9511	滝野2-1-3	木・日・祝
千葉ニュータウン河合歯科矯正歯科	40-0040	中央北1-469(アルカサル2F)	水・祝/土(第2・4週)
千葉ニュータウンごう歯科クリニック	29-5581	泉野1-144-6(ベシア千葉ニュータウン店内)	月
千葉ニュータウン中央つきのわ歯科	37-8456	中央南2-2-1(フォルテ千葉ニュータウン2F)	水・日
千葉ニュータウン中央ひの歯科	85-8388	中央北1-1 APOLLO PLANT MALL 2F	日・祝
千葉ニュータウンデンタルクリニック	85-8977	内野1-5-4	不定休
西の原歯科クリニック	46-1818	西の原3-11	木・土・祝
日本医科大学千葉北総病院	99-1111	鎌苅1715	日・祝
ニュータウン中央歯科室	40-1231	中央北2-1-3(サンクタス千葉ニュータウン中央1F)	12/31・1/1・1/2
のぎき歯科クリニック	33-7294	草深1618-16	日・祝
フォレストモール印西歯科	29-5650	滝野3-1(フォレストモール印西牧の原内)	日・祝
ほりえ歯科医院	46-8889	結縁寺525-3	木・日・祝
牧の原モアはとがい歯科	37-8080	牧の原1-3(牧の原モア内)	日/月(不定期)
宮本歯科医院	45-0777	原山1-7-3	木・日・祝
もとうち歯科医院	46-8411	草深205-4	水・日・祝
ユキ・デンタルクリニック	47-0418	原山2-11	祝/水・木・金・土・日の午後

## 健康づくり相談



保健師・管理栄養士・歯科衛生士による健康づくり相談を行っています。

**【実施時間】**  
9：00～16：00(1回45分程度)

**【実施会場】**  
中央保健センター・ふれあいセンターいんば

**【申し込み方法】**  
来所での相談は2日前(休日の場合はその前日)までにお申し込みください。

**【申し込み先】**  
健康増進課健康支援係 ☎0476-42-5595

**【相談内容の例】**

- 健(検)診結果が気になる→結果の見方や数値の改善方法
- 高血圧が心配→血圧測定、高血圧予防・改善のアドバイス
- 食事や運動習慣を見直したい→体組成測定、栄養相談、運動方法や支援事業の紹介
- タバコを卒業したい→禁煙方法の相談や禁煙外来の紹介
- 歯周病・虫歯が心配→磨き方のアドバイス(希望者には染め出しを実施)
- その他→健康について